

大泉町地域防災計画

(素案)

令和6年11月

大泉町防災会議

風水害等対策編

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 目 的.....	1
第1 計画の目的.....	1
第2 風水害等対策編の構成.....	1
第3 大泉町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等....	1
第2節 防災の基本理念.....	2
第1 周到かつ十分な災害予防.....	2
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策.....	2
第3 適切かつ速やかな災害復旧・復興.....	3
第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	4
第4節 大泉町の概況及び過去の災害.....	10
第1 大泉町の概況.....	10
第2 過去の災害.....	12
第5節 計画の修正.....	14

水防計画

第2章 水防計画.....	15
第1節 水防計画総則.....	15
第1 計画の目的.....	15
第2 用語の定義.....	15
第3 水防の責任等.....	18
第4 安全配慮.....	18
第2節 水防組織.....	19
第3節 重要水防箇所.....	21
第1 重要水防箇所.....	21
第2 出水時被害状況確認用地図.....	24
第4節 予報及び警報.....	25
第1 気象庁が行う予報及び警報.....	25
第2 大泉町の特別警報・警報・注意報発表基準一覧表（大雨・洪水抜粋）.....	25
第3 大雨警報・洪水警報等を補足する情報.....	26
第4 気象警報・注意報の伝達系統.....	27
第5 洪水予報河川における洪水予報.....	28
第6 河川に関する水防警報.....	31

第5節	水位等の観測及び通報.....	35
第1	水位の観測.....	35
第2	雨量の観測.....	36
第3	情報の閲覧方法.....	36
第4	水位等の通報系統図.....	37
第5	欠測時の措置.....	37
第6節	水門等の操作.....	38
第1	水門及び樋門等一覧.....	38
第2	水門等の操作.....	39
第7節	通信連絡.....	40
第8節	水防施設及び輸送.....	43
第1	水防倉庫及び備蓄資機材.....	43
第2	輸送の確保.....	44
第9節	水防活動.....	45
第1	水防配備.....	45
第2	巡視及び警戒.....	47
第3	水防作業.....	48
第4	警戒区域の指定.....	48
第5	避難のための立退き.....	49
第6	決壊等の通報.....	49
第7	水防配備の解除.....	49
第10節	水防信号及び水防標識.....	50
第1	水防信号.....	50
第2	水防標識.....	50
第11節	協力及び応援.....	51
第1	河川管理者の協力及び援助.....	51
第2	下水道管理者の協力（県管理下水道）.....	51
第3	水防管理団体相互の応援及び相互協定.....	52
第4	警察官の援助要求.....	52
第5	自衛隊の派遣要請.....	52
第6	企業との連携.....	55
第7	住民、自主防災組織との連携.....	56
第12節	費用負担と公用負担.....	57
第1	費用負担.....	57
第2	公用負担.....	57
第3	損失補償.....	58

第13節	水防報告.....	59
第14節	水防訓練.....	60
第15節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止の ための措置.....	61
第1	洪水浸水想定区域の指定状況.....	61
第2	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の 作成等.....	61
第3	ハザードマップの作成.....	63

風水害等対策

第3章	災害予防.....	64
第1節	風水害・雪害に強いまちづくり.....	65
第1	指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備.....	65
第2	建築物の安全性の確保.....	66
第3	治水対策.....	67
第4	雪害の予防.....	67
第5	ライフライン施設等の機能の確保.....	68
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	70
第1	避難誘導體制の整備.....	71
第2	災害危険区域の災害予防.....	73
第3	ハザードマップの作成.....	74
第4	情報の収集・連絡体制の整備.....	74
第5	通信手段の確保.....	75
第6	職員の応急活動体制の整備.....	76
第7	防災関係機関との連携体制の整備.....	77
第8	防災中枢機能等の整備.....	79
第9	救助、救急及び医療活動体制の整備.....	80
第10	緊急輸送活動体制の整備.....	81
第11	避難収容活動体制の整備.....	83
第12	食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備.....	86
第13	広報・広聴体制の整備.....	87
第14	二次災害の予防.....	88
第15	複合災害対策.....	88
第16	防災訓練の実施.....	89
第17	災害廃棄物対策.....	90
第18	罹災証明書の発行体制の整備.....	91

第3節 住民等の防災活動の促進.....	92
第1 防災思想の普及.....	92
第2 住民、事業所の防災活動の環境整備.....	95
第3 ボランティア活動の環境整備の促進.....	99
第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	100
第4節 要配慮者の安全確保.....	101
第4章 災害応急対策.....	106
第1節 災害発生直前の対策.....	107
第1 警報等の伝達.....	107
第2 避難誘導.....	113
第2節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保.....	118
第1 災害情報の収集・連絡.....	118
第2 通信手段の確保.....	123
第3節 活動体制の確立.....	124
第1 災害対策本部の設置.....	124
第2 災害対策本部の組織.....	125
第3 災害警戒本部等の設置.....	130
第4 職員の非常参集.....	130
第5 広域応援の要請等.....	133
第6 県防災ヘリコプターの要請.....	135
第7 自衛隊への災害派遣要請.....	135
第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動.....	136
第1 浸水被害の拡大の防止.....	136
第2 風倒木による二次災害の防止.....	136
第3 雪害の拡大の防止.....	136
第4 被災宅地の二次災害対策.....	137
第5 空家の二次災害対策.....	137
第5節 救助、救急及び医療活動.....	138
第1 救助・救急活動.....	138
第2 医療・助産活動.....	139
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	143
第1 緊急輸送活動.....	143
第2 交通応急対策.....	146
第7節 避難収容活動.....	151
第1 指定緊急避難場所の開放.....	151
第2 指定避難所の開設・運営.....	151

第3	応急仮設住宅等の提供.....	155
第4	広域一時滞在.....	157
第5	広域避難者の受入れ.....	158
第8節	食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	161
第1	食料の供給.....	161
第2	飲料水の供給.....	163
第3	生活必需品等の供給.....	165
第4	救援物資集積場所.....	167
第5	災害救助法による実施基準.....	167
第9節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動.....	168
第1	防疫・保健衛生活動.....	168
第2	清掃活動.....	170
第3	障害物の除去.....	172
第4	行方不明者の捜索及び遺体の処置.....	173
第10節	被災者等への的確な情報伝達活動.....	176
第1	広報活動.....	176
第2	広聴活動.....	178
第11節	施設、設備の応急復旧活動.....	179
第1	施設、設備の応急復旧.....	179
第2	公共土木施設の応急復旧.....	180
第3	電力施設の応急復旧.....	180
第4	ガス施設の応急復旧.....	181
第5	上下水道施設の応急復旧.....	182
第6	電気通信設備の応急復旧.....	183
第12節	自発的支援の受入れ.....	184
第1	ボランティアの受入れ.....	184
第2	義援物資・義援金の受入れ.....	185
第13節	要配慮者等の災害応急対策.....	188
第1	要配慮者対策.....	188
第2	要配慮者利用施設の災害応急対策.....	190
第14節	その他の災害応急対策.....	192
第1	農業関係災害応急対策.....	192
第2	学校の災害応急対策.....	193
第3	文化財施設の災害応急対策.....	197
第4	動物愛護.....	197
第5	労働力の確保.....	198
第6	災害救助法の適用.....	199

第5章 災害復旧・復興	202
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	203
第1 基本方向の決定	203
第2 住民の参加	203
第3 国等に対する協力の要請	203
第2節 原状復旧	204
第1 被災施設の復旧等	204
第2 災害廃棄物の処理	204
第3節 計画的復興の推進	206
第1 復興計画の作成	206
第2 防災まちづくり	206
第4節 被災者等の生活再建の支援	208
第1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け	208
第2 町税等の徴収猶予及び減免の措置	209
第3 雇用の確保	209
第4 住宅復興資金の貸付け	209
第5 恒久的な住宅確保の支援	210
第6 安全な地域への移転の推奨	210
第7 復興過程における仮設住宅の提供	210
第8 支援措置の広報等	210
第9 罹災証明書の発行	211
第10 被災者台帳の作成	211
第11 災害復興基金の設立等	212
第5節 被災中小企業等の復興の支援	213
第1 中小企業等の被災状況等の把握	213
第2 中小企業者に対する低利融資等の実施	213
第3 農業者に対する助成・低利融資等の実施	213
第4 支援措置の広報等	214
第6節 公共施設の復旧	215
第1 災害復旧事業計画の作成	215
第2 早期復旧の確保	215
第3 財政援助の活用	215
第7節 激甚災害法の適用	217
第1 激甚災害の早期指定の確保	217
第2 特別財政援助	217
第3 復旧資金の確保	220

第8節	その他の被災者保護.....	221
第1	郵政関係保護.....	221
第2	被災者に対する金融上の措置.....	221
第3	ボランティア活動による長期的支援.....	222
第4	住民生活相談等の実施.....	222

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、大泉町防災会議が策定するものであり、町の地域における風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の応援体制の整備等について定め、初期の目的を達成しようとするものである。

資料編 ○大泉町防災会議条例

第 2 風水害等対策編の構成

本町の風水害等対策編は、水防法に基づき、水防管理者及び消防機関の具体的活動などを定める「水防計画」及び災害対策基本法に基づき、災害予防、水防を含めた災害応急対策等に関し関係機関等が処理すべき事務や大綱を定める「風水害等対策」で構成する。

第 3 大泉町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「大泉町国土強靱化地域計画」(令和 4 年 3 月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)第 13 条に基づき、国土強靱化に係る他の町計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、大泉町国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

を踏まえ、大泉町地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から守る、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、町、県及び指定地方行政機関を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、町民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害の予防、応急対策、復旧復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

第1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下の通りである。

- 1 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- 2 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- 2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。

- 1 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 大泉町

処理すべき事務又は業務の大綱	
	(1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 (5) 予報・警報の伝達に関すること。 (6) 避難指示等の発令に関すること。 (7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (8) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (9) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (10) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 (12) 緊急輸送の確保に関すること。 (13) 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。 (14) 災害復旧及び復興計画に関すること。 (15) 町防災会議に関すること。 (16) 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 群馬県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東部振興局 館林行政県税事務所	(1) 地方部内の総合調整に関すること。 (2) 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 (3) 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 (4) 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 (5) 市町村との連絡調整に関すること。 (6) 緊急通行車両の確認事務に関すること。 (7) 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。 (8) 生活必需品の調達及び供給に関すること。 (9) その他部内各班に属しない事項に関すること。
東部振興局 館林保健福祉事務所	(1) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること。 (3) 飲料水の供給に関すること。

風水害等対策編 第1章 総則

東部農業事務所	(1) 農業に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 農業に係る災害応急対策に関すること。
東部振興局 館林土木事務所	(1) 公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 (3) 水防計画の実施に関すること。
東部環境事務所	(1) 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関すること。
桐生みどり振興局 桐生森林事務所	(1) 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関すること。
東部教育事務所	(1) 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 学校教育に係る災害応急対策に関すること。 (3) 県立学校が指定緊急避難施設場所に使用される場合の市町村への協力に関すること。

3 太田市消防本部

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1) 水害、火災及びその他災害の救助・救急情報に関すること。	
(2) 水害、火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。	
(3) 人命の救助及び救急に関すること。	
(4) 危険物施設及び火気使用設備器具等の許認可及び立入検査に関すること。	
(5) 気象観測及び伝達に関すること。	

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (前橋財務事務所)	(1) 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 (2) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 (3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 (4) 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 (5) 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東農政局 群馬県拠点	(1) 災害予防 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 災害応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 主要食糧の供給に関すること。 エ 生鮮食料品等の供給に関すること。 オ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 カ 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。

	(3) 災害復旧 ア 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に關すること。 イ 被災農林漁業者等に対する資金の融通に關すること。 (4) その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に關すること。
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に關すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。))に限る)、水象の予報・警報等防災情報の発表、伝達及び解説に關すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に關すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に關する技術的な支援・助言に關すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に關すること。
関東地方整備局 (利根川上流河川事務所)	管轄する河川についての計画、工事及び管理のほか、次の事項に關すること。 (1) 災害予防 ア 防災上必要な教育及び訓練 イ 通信施設等の整備 ウ 公共施設等の整備 エ 災害危険区域等の関係機関への通知 (2) 災害応急対策 ア 災害に關する情報の収集及び予警報の伝達等 イ 災害発生が予想されるとき、又は災害時における首長等への情報伝達(ホットライン) ウ 水防活動、土砂災害防止活動等 エ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 オ 災害時における復旧用資材の確保 カ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 キ 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 ク 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (3) 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。

5 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係情報資料の整備に関する事。 イ 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 ウ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 エ 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 大泉郵便局 大泉坂田郵便局 大泉吉田郵便局 西小泉郵便局	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 (2) 災害特別事務取扱いに関する事。 ア 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 (エ) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 イ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 ウ 道路などの損傷状況の情報提供 (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	(1) 電気通信設備の保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ(群馬支店)	(1) 携帯電話設備の保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。
東京電力パワーグリッド(株)(太田支社)	(1) 電力施設の保安の確保に関する事。 (2) 電力の供給の確保に関する事。
日本赤十字社(群馬県支部)	(1) 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 (2) 救護所の開設及び運営に関する事。 (3) 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 (4) 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 (5) 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 (6) 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 (7) 外国人の安否の調査に関する事。 (8) 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。

日本放送協会 (前橋放送局)	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 (4) 放送施設に対する障害の排除に関すること。 (5) 避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 (6) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
-------------------	--

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 (3) 医療救護活動の実施に関すること。
(公社)群馬県看護協会	(1) 救護活動に必要な看護の確保に関すること。
(一社)群馬県薬剤師会	(1) 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関すること。
放送機関 (群馬テレビ株式会社、 株式会社エフエム群馬)	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
(一社)群馬県L P ガス 協会	(1) L P ガス設備の保安の確保に関すること。 (2) L P ガスの供給の確保に関すること。 (3) 会員事業者の連絡調整に関すること。
(一社)群馬県トラック 協会	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
都市ガス事業者 (太田都市ガス(株))	(1) 都市ガス施設の保安の確保に関すること。 (2) 都市ガスの供給の確保に関すること。
地方鉄道事業者 (東武鉄道(株))	(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 (2) 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
待矢場両堰土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

8 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
大泉警察署	(1) 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 (2) 死体の捜索及び検視に関すること。 (3) 警察通信の防護に関すること。 (4) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 (5) 被災者の救出、救助に関すること。

9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
農業協同組合	(1) 共同利用施設の保全に関すること。 (2) 農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 (3) 県又は市町村が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
群馬東部水道企業団	(1) 水道施設の災害予防措置に関すること。 (2) 給水活動に関すること。 (3) 被害状況の調査、水道施設の応急措置及び災害復旧に関すること。
病院経営者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 (2) 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 (2) 義援金品募集及び配分に関すること。 (3) ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
大泉町商工会	(1) 被災事業者に対する支援に関すること。 (2) 県又は市町村が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 (3) 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 (4) 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	(1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
危険物等施設の管理者	(1) 危険物等施設の保安の確保に関すること。 (2) 周辺住民の安全の確保に関すること。
建設業協会	(1) 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設の管理者	(1) 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

資料編 ○防災関係機関及び連絡窓口

第4節 大泉町の概況及び過去の災害

第1 大泉町の概況

1 自然的特性

(1) 位置と地勢

本町は、関東平野の北西部、利根川中流左岸に位置し、東経139度24分18秒、北緯36度14分52秒で、面積18.03km²、東西4.9km、南北6.3kmの境域を有する内陸都市である。

町の北と西は太田市、東は邑楽町、東南部は千代田町と接し、南側は利根川をはさみ埼玉県熊谷市と対向している。

本町は、県都前橋から見ればやや東南にはずれた位置にあるが、町の経済活動の基盤は首都東京との地理的条件に恵まれている。

本町の近隣地域には、太田市、館林市、足利市、熊谷市等があり、相互に密接な関係を高めつつ発展している。

(2) 地質

本町は、利根川中流左岸に発達した邑楽台地の西部に位置する。邑楽台地は太田市高林あたりから館林市付近まで利根川に沿って形成された台地で、赤城山や浅間山等を起源とする火山灰が砂礫層やシルト層等を厚く被った洪積台地である。

町の東部は広い水田地帯となっており、「東たんぼ・下たんぼ」と呼ばれている。この水田地帯は、洪積台地を小河川が浸食して、低地化した所に土が堆積して形成された沖積地で地形学的には谷底平野と呼ばれている。

水田土壤に目を向けると、東たんぼ・下たんぼでは灰色低地系統土壤が多くを占めるが、グライ土層や泥炭層分布する場所もある。これらの地域では、概して水はけが悪く特に長沼付近では、「ボッケ」と呼ぶ泥炭が厚く堆積している。このボッケは乾燥させると枯草様になりよく燃える。

畑土壤については、おおむね黒ボク土壤が約1mの厚さで堆積し、その下は関東ローム層が認められる。そして、ローム層中の鹿沼軽石層は利根川が造った内陸古砂丘が埋没し、さらにその下位は礫層となっている。

(3) 地形

本町の大部分は、洪積台地が占めているが東部や西部の水田地帯は沖積地が発達している。この洪積台地の標高はおよそ28m～35mで、最高点は41m程を測り、おおむね28mの等高線で沖積地と台地に分けられる。沖積地の標高は24m～28m程で通称「下たんぼ」付近が24m～25mと町内ではもっとも低い。

台地と沖積地の境は、高いところで3m～5mの崖となっており、低い所では1m内外の比高差が見られる。特に「切所」付近では、沖積地と台地との高低差が大きく、小泉城の総構の縄張りはこの比高差を利用して造られている。

この洪積台地は、利根川の流れに並行して形成され、その横断面はあたかも馬に乗る時

に使う「鞍」に似ているところから「鞍掛け山」とも呼ばれている。標高が少なく雑木林のような低台地を「山」と呼ぶのは、山が全くない館林邑楽に住む人々の山への願望とも考えられる。

(4) 気象

本町の年平均気温は15度前後であり、県下では温暖な地域である。

しかし、冬は空っ風が吹き、零下まで下降し、夏は30度以上に上昇し蒸し暑くなるが、降水量は年平均1,200mm前後で県下としては少ない地域であり、降雪はまれで、四季を通じて晴天の日が多い。

ア 冬季(12月～2月)

概して西高東低の冬型の気圧配置が続く時期で、北西季節風が卓越し、晴天の日が多く雨量は少なく乾燥する。

この期間は、災害の少ない時期であるが、乾燥による火災の発生が多く時には強風被害がある。

イ 春季(3月～5月)

移動性の高気圧に支配される時期で、気象の変化は早く降雨回数も増してくる。前半は北西季節風が強く、この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風による風害も多く雹害もある。

ウ 梅雨季(6月～7月中旬)

本邦付近に前線が停滞しがちで曇天が続き、雷雨の発生が多くなり末期には大雨となることがある。この期間の災害としては、水害が多くなり雹害の発生も多い。また、雷を伴う突風害もあり、後半には台風が接近することもある。

エ 盛夏季(7月下旬～8月)

夏型の安定した天気が続き、猛暑日となることも多い。地面付近の気温が高いことから大気的不安定な状況となりやすく、雷雨の発生が多い。この期間の災害としては、台風の接近回数が次第に増して被害をもたらすことがあるが、雷による落雷や水害も多い。

オ 秋季(9月～11月)

残暑型から秋霜をへて後半移動性高気圧型となる。台風が本邦に接近する回数が最も多いのがこの時期である。したがって、災害は風水害が主たるもので大災害をおこす事例が多い。11月に入ると気象被害は、少なくなる。

2 社会的特性

(1) 人口

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は42,089人、世帯数は19,043世帯となっている。

年齢別人口構成比は、年少人口(15歳未満)が12.4%、生産年齢人口(15歳以上64歳未満)が64.6%、老年人口(65歳以上)が23.0%となっており、生産年齢人口の割合は平成27年度

に比べ低下しているものの、高い割合となっている。

また、平成27年には人口の14.6%だった外国人比率が令和2年には17.6%に増加し、全国的にも突出している。したがって、何らかの援護を必要とする外国人に対する防災面からの対策も必要となっている。

(各年10月1日現在、国勢調査)

年	人口 (人)	外国人比率		
		人口(人)	割合(%)	全国割合(%)
平成17年	41,466	6,076	14.7	1.22
22	40,257	5,223	12.97	1.29
27	41,202	6,032	14.64	1.4
令和2	42,089	7,392	17.56	2.2

(2) 交通

町内には国道354号と県道綿貫・篠塚線が東西に、主要地方道足利・千代田線が南北に走っているほか、県道古戸・館林線が南部を走り、東は館林方面に、西は太田市を經由して首都圏方面へと続いている。

また、町内には東武小泉線の東小泉駅、小泉町駅、西小泉駅があり、館林市への所要時間は30分前後である。

3 産業

(1) 農業

かつてこの地域で盛んだった畜産や養蚕は姿を消し、田、畑についても耕地面積が大きく減少してきている。また、専業農家の数も減少傾向にあるが、1戸当たりの耕地面積は増えている。

(2) 商業

平成3年以降の商店数、従業者数などについては年々減少傾向が見られる。特に、近年は大型小売店舗等が増加することに伴い、商圈の広域化が顕著に進んでいる。

(3) 工業

製造業を中心とする町内の3工業団地(太田・大泉工業団地、大泉工業団地、大利根工業団地)が、この地域の柱となっている。

第2 過去の災害

1 風水害

(1) 令和以前の主な風水害

本町に災害をもたらした過去の台風は、明治43年、昭和22年カスリン、同41年6月4号、同年9月26号台風をあげることができるが、これらの台風の進路はほとんど東京湾付近を通過し、県の東部である本町付近又は北東に抜けている。

同34年の伊勢湾台風も多少位置は異なっているが、この同類と見られる。

したがって、本町に大きな影響を与える台風は、次のとおりである。

ア 東京湾付近を通過する北上台風

大体が雨台風で特に赤城南面に豪雨をもたらす。

イ 日本海を北海道方面に抜ける台風

風台風で降雨は烏川、碓氷川水系に多い。

(2) 令和元年東日本台風

令和元年10月6日に南鳥島付近で発生した令和元年東日本台風は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原諸島を北北西に進み、12日には北寄りに進路を変え日本の南を北上した。12日の19時前に大型で強い勢力を保ちながら、伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

大泉町では、10月12日明け方から雨が降り始め、昼前からは雨足も強くなり、台風が最も接近した夜遅くには、1時間に25ミリを超える激しい雨が降り、24時間雨量では、250ミリを超え、記録的な豪雨となった。

大泉町内では、休泊川の越水や太田市八瀬川の水が流入したことなどにより、多くの家屋等で浸水被害が発生。(内訳は半壊50棟、床上浸水2棟、一部破損14棟、床下浸水50棟)他にも、事業所被害、車両被害、農業被害、道路破損等が発生し、近年、大泉町が経験したことのない大規模災害となった。

また、町内14の公共施設を避難所として開設。総計で2,636人の避難者があった。

令和元年東日本台風についての詳細は「令和元年東日本台風(台風第19号)検証報告書」(令和2年4月作成)を参照とする。

参照 「令和元年東日本台風(台風第19号)検証報告書」(令和2年4月作成)」

大泉町ホームページ

<https://www.town.oizumi.gunma.jp/s004/anzen/050/220/20200902202811.html>

2 雪害

平成26年2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、県内では14日朝から雪が降りはじめ大雪となり、特に、前橋では最深積雪が73cmと統計開始以来の記録を更新した。

この大雪により、本町においては負傷者2名、住家一部損壊2棟の被害が発生した。

第 5 節 計画の修正

この防災計画は、基本法 42 条の規定に基づき、毎年検討を加える必要があると認めるときは、これを修正する。各機関は、関係ある事項について、毎年 3 月末日（緊急を要する事項については、その都度）までに計画修正案を大泉町防災会議（総務部安全安心課）に提出するものとする。

第2章 水防計画

第1節 水防計画総則

第1 計画の目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、本章水防計画において以下「法」という。)第4条の規定に基づき、群馬県知事から指定された指定水防管理団体たる大泉町が、同法第33条第1項に基づき、大泉町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、大泉町の地域に係る河川の洪水、内水(法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。)等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

なお、本章水防計画において各項目の担当班は水防本部組織に基づいたものとする。

第2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。(法第2条第2項)

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。(法第4条)

3 水防管理者

水防管理団体の長である大泉町長をいう。なお、水防本部設置後は水防本部長となる。(法第2条第3項)

4 消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう。(法第2条第4項)

5 消防機関の長

大泉町を管轄する太田市消防本部消防長をいう。なお、水防本部設置後は水防長となる。(法第2条第5項)

6 水防団

大泉町消防団をもって水防団とする。(法第6条)

7 量水票管理者

量水票、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。(法第2条7項、法第10条第3項)
都道府県の水位計画で定める量水票管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。(法第12条)

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)

大泉町に關係する洪水予報河川：利根川、渡良瀬川

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した洪水予報河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第8項、法第16条)

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第13条)

大泉町に關係する水位周知河川：該当なし

12 特定都市河川及び特定都市河川流域

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定するもの。

特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されると、流域内における雨水浸透阻害行為(土地から流出する雨水量を増加させるおそれのある行為)にあたって群馬県知事の許可が必要となり、雨水貯留施設の設置等の対策工事が義務づけられる。

大泉町に關係する特定都市河川及び特定都市河川流域：休泊川

13 群馬県水害リスク想定マップ対象河川

群馬県が平成30年3月時点において県内すべての一級河川の浸水想定区域を想定するために作成されたマップ。国、県が洪水予報河川及び水位周知河川を対象に公表している洪水浸水想定区域と、浸水状況のシュミレーションの結果が重なる区域は、洪水浸水想定区域を優先して表示している。

大泉町に関する群馬県水害リスク想定マップ対象河川：休泊川

14 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

15 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

16 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

17 避難判断水位

町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

18 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

19 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

20 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、越水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

21 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。(法第14条)

第3 水防の責任等

1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 居住者等の水防義務

水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長により、出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

(法第24条)

第4 安全配慮

水防活動に当たっては、活動環境及び活動内容を的確に把握し、それに適応した安全措置を講じ、常に安全確保に努めなければならない。また、水防従事者は安全確保の基本が自己にあることを認識するとともに、常に水防従事者相互が安全に配慮し合い、危険防止に努めなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防従事者を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防従事者の安全を確保するため必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

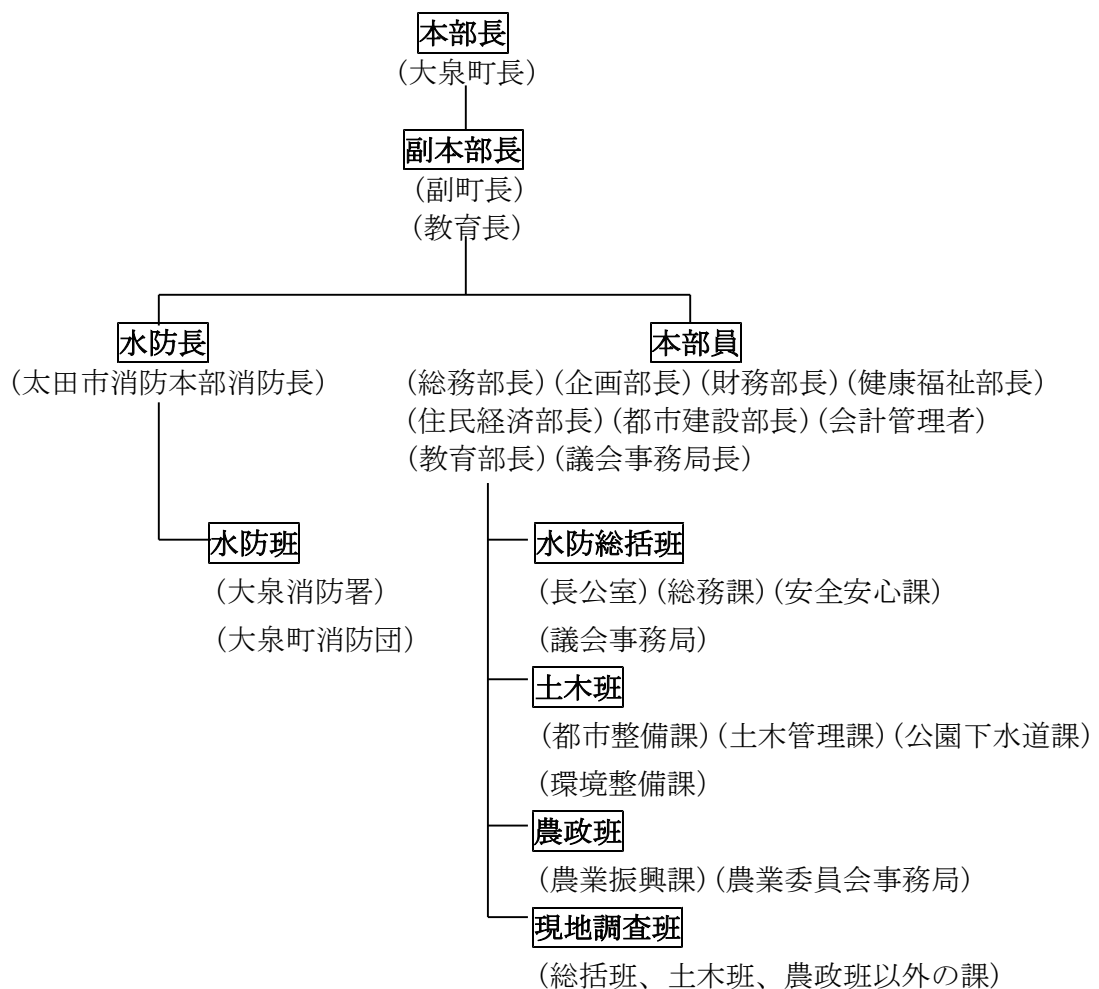
第2節 水防組織

担当 水防総括班、土木班、農政班、現地調査班、水防班

町は、水防に関係のある警報・注意報等により、洪水等の発生するおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなつたと認められるときまで、水防本部を大泉町役場内に設置する。

なお、水防本部は、災害対策基本法に基づく「大泉町災害対策本部」が設置されたときは、水防本部は廃止し、その事務は災害対策本部で処理するものとする。

○水防本部組織図



○水防本部事務分掌

職名	担当職	任 務
本部長	町長	町水防本部の総括
副本部長	副町長 教育長	本部長の補佐及び本部長に事故あるときの代理
水防長	太田市消防本部 消防長	水防団の指揮、総括

班	構成課	分掌事務
水防総括班 (班長) 総務部長	長公室 総務課 安全安心課 議会事務局	1 水害対策の本部に関すること。 2 本部の総括に関すること 3 本部員の指示又は指令等に関すること。 4 動員及び各班への増員派遣に関すること。 5 気象情報及び気象予警報の収集伝達に関すること。 6 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 7 災害に関する情報収集及び被害状況の整理に関すること。 8 避難指示等の発令及び伝達に関すること。 9 被害の発表報道等広報に関すること。 10 被害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること。 11 その他いずれの班にも属さないこと。
土木班 (班長) 都市建設部長	都市整備課 土木管理課 公園下水道課 環境整備課	1 土木関係災害情報の収集に関すること。 2 道路、河川及び水路の状況把握及び応急措置に関すること。 3 道路、橋りょう及び河川の復旧に関すること。 4 被災地における道路交通の指示及び制限に関すること。 5 民間協力会社との連絡調整に関すること。
農政班 (班長) 住民経済部長	農業振興課 農業委員会事務局	1 農業関係災害情報の収集に関すること。 2 農地の状況把握及び応急措置に関すること。 3 農地の復旧に関すること 4 水門等管理に関すること。
現地調査班 (班長) 構成課の属する 部の部長	総括班、土木班、 農政班以外の課	1 町内の被害状況の収集に関すること。 2 各所管施設・要配慮者施設等との連携に関すること。
水防班 (班長) 各組織の長	大泉消防署 大泉町消防団	1 河川情報の収集及びその他水害予防に関すること。 2 水防活動に関すること。

第3節 重要水防箇所

担当 水防総括班、土木班、農政班、現地調査班、水防班

第1 重要水防箇所

担当 水防総括班、土木班、農政班、現地調査班、水防班

本町の南部は、約4キロメートルにわたり、一級河川である利根川を境とした埼玉県との県境となっており、左岸においては22箇所の重要水防箇所が指定されている。また、渡良瀬川については本町に指定された重要水防箇所の指定はない。

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

◎重要水防箇所一覧

河川名	種 別	左右岸別	地先名	杆杭位置	延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
利根川	堤体漏水 旧川跡	左	丘山	164.5k 下 140m 164.5k 上 180m	40.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	築きまわし工 かご止め工
〃	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	左	丘山	164.5k 下 180m 164.0k 上 220m	100.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
〃	越水(溢水) 堤体漏水	左	丘山	164.0k 上 220m 164.0k 上 175m	45.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
〃	堤体漏水	左	丘山	164.0k 上 175m 164.0k 上 95m	80.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	築きまわし工 かご止め工
〃	越水(溢水) 堤体漏水	左	丘山	164.0k 上 95m 164.0k	95.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
〃	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	164.0k 163.5k 上 133m	282.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 築きまわし工 釜段工

風水害等対策編 第2章 水防計画

河川名	種 別	左右岸別	地先名	杆杭位置	延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	163.5k 上 133m 163.5k 上 112m	20.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし工 釜段工
〃	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	163.5k 上 112m 163.5k 上 37m	74.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 築きまわし工 釜段工
〃	堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	163.5k 上 37m 163.5k 下 21m	58.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし工 釜段工
〃	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	163.5k 下 21m 163.5k 下 165m	143.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 築きまわし工 釜段工
〃	堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	163.5k 下 165m 163.5k 下 266m	101.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし工 釜段工
〃	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	163.5k 下 266m 163.0k 上 186m	79.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 築きまわし工 釜段工
〃	堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	163.0k 上 186m 163.0k 上 21m	165.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし工 釜段工
〃	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	仙石	163.0k 上 21m 163.0k 下 146m	167.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 築きまわし工 釜段工

風水害等対策編 第2章 水防計画

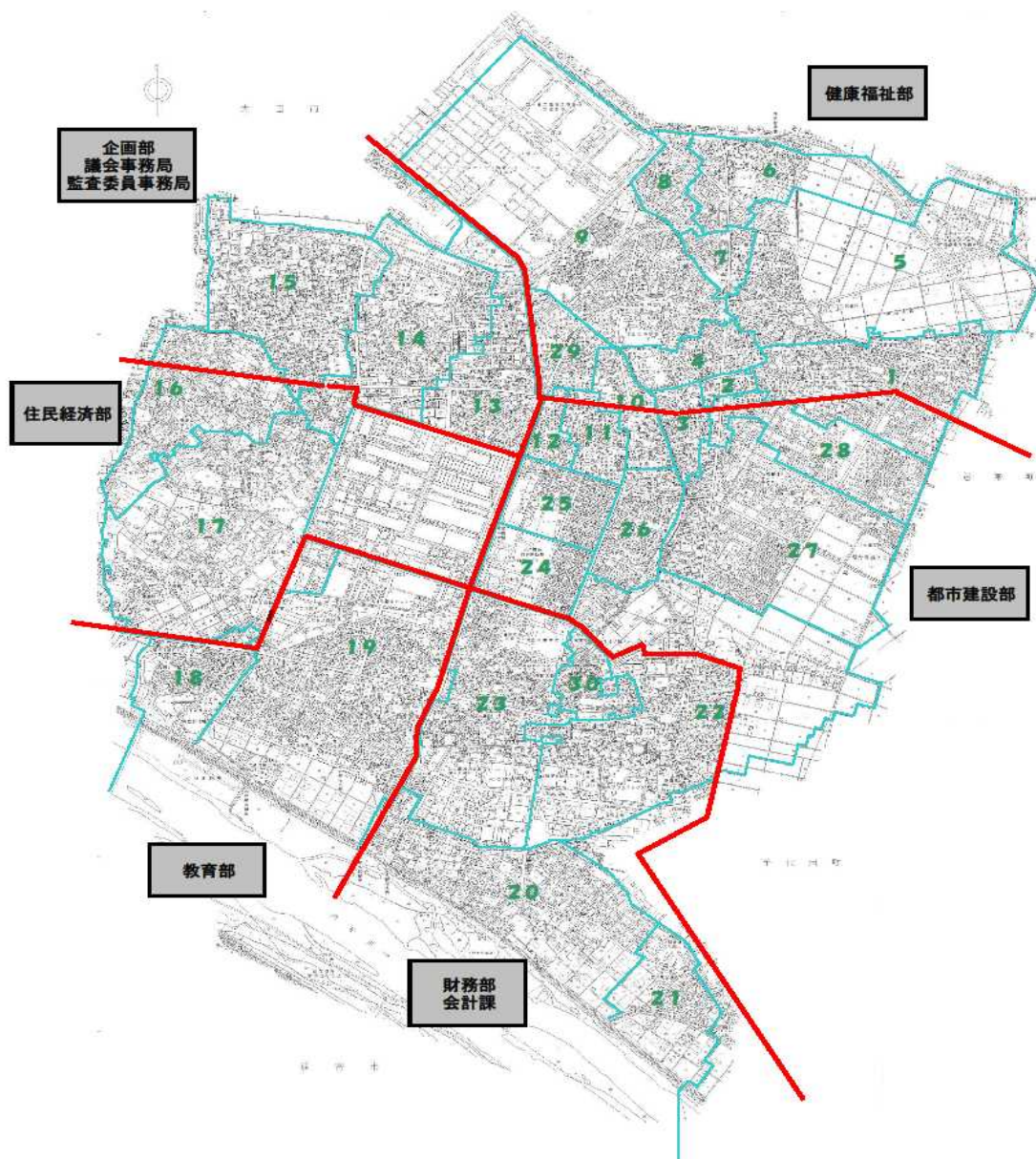
河川名	種 別	左右 岸別	地先名	杆杭位置	延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	左	古海	163.0k 下 146m 163.0k 下 270m	124.4	堤体の変状が生じるおそれがある 箇所(堤防脆弱性) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機 能に支障が生じる可能性がある箇 所	築きまわし工 釜段工
〃	堤体漏水	左	古海	163.0k 下 270m 162.5k 上 76m	194.7	堤体の変状が生じるおそれがある 箇所(安全性照査)	かご止め工
〃	越水(溢水) 堤体漏水	左	古海	162.5k 上 76m 161.5k	1149.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある 箇所(安全性照査)	積み土俵工 かご止め工
〃	越水(溢水)	左	古海	161.5k 161.5k 下 70m	70.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満(流下能力不足)	積み土俵工
〃	越水(溢水) 旧川跡	左	古海	161.5k 下 70m 161.5k 下 156m	86.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満(流下能力不足) 旧川跡	積み土俵工
〃	越水(溢水)	左	古海	161.5k 下 156m 161.0k 上 156m	226.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満(流下能力不足)	積み土俵工
〃	越水(溢水) 旧川跡	左	古海	161.0k 上 156m 161.0k 下 54m	210.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満(流下能力不足) 旧川跡	積み土俵工

第2 出水時被害状況確認用地図

担当 水防総括班、土木班、農政班、現地調査班、水防班

出水時(ゲリラ豪雨等も含む)、各部は出水時被害状況確認用地図に示された担当区域の出水状況を調査し、安全安心課へ報告を行う。報告を受けた安全安心課は関係部署と連携し、通行止め等必要な措置を講ずる。

出水時被害状況確認用地図



第4節 予報及び警報

担当 水防総括班、水防班

第1 気象庁が行う予報及び警報

前橋地方気象台が発表する警報・注意報は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

第2 大泉町の特別警報・警報・注意報発表基準一覧表(大雨・洪水抜粋)

発表官署 前橋地方気象台(令和5年6月8日現在)

大泉町	府県予報区		群馬県	
	一次細分区域		南部	
	市町村をまとめた地域		伊勢崎・太田地域	
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25
	洪水		流域雨量指数基準	休泊川流域＝10.6
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	渡良瀬川上流部〔高津戸〕 利根川上流部〔八斗島〕
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13
			土壌雨量指数基準	76
	洪水		流域雨量指数基準	休泊川流域＝8.4
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部〔八斗島〕
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

第3 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

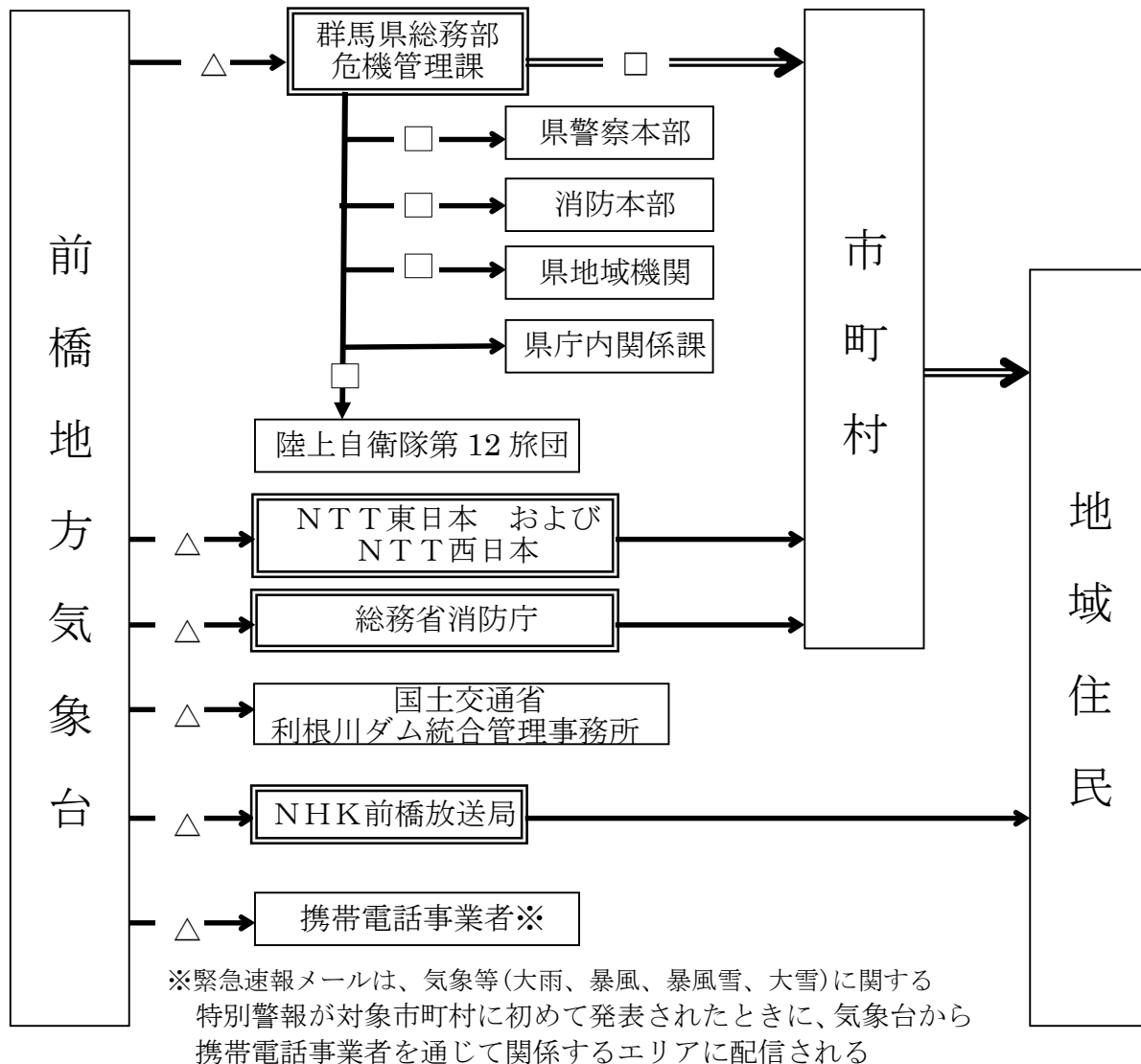
前橋地方気象台は気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

種 類	概 要
土砂キキクル ※大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル ※大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル ※洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第4 気象警報・注意報の伝達系統

担当 水防総括班、水防班

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回路
 □ 県防災情報通信ネットワーク

第5 洪水予報河川における洪水予報

担当 水防総括班、水防班

1 洪水予報の種類

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水票管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川（大泉町該当なし）については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) に到達したとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達したとき、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位) に到達したとき、更に水位上昇が見込まれるとき。

2 洪水予報実施区域

河川名 (予報区域)	利根川水系洪水予報実施区域
利根川 (上流部)	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで 右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで
渡良瀬川 (上流部)	左岸 群馬県みどり市大間々町高津戸 1078 番 17 地先から 栃木県足利市若草町 12 番 1 地先まで 右岸 群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先から 栃木県足利市福富町 1819 番 3 地先まで
渡良瀬川 (下流部)	左岸 栃木県足利市若草町 12 番 1 地先から 利根川への合流地点まで 右岸 栃木県足利市福富町 1819 番 3 地先から 利根川への合流地点まで

3 洪水予報の基準水位

洪水予報 基準観測所	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)	河川位置	所在地
利根川 八斗島	1.90	3.10	4.10	左岸河口から 181.5km 下 46m	群馬県伊勢崎市 八斗島町
渡良瀬川 高津戸	3.30	4.40	5.00	右岸合流点から 56km 下 55m	群馬県みどり市 大間々町大間々
渡良瀬川 足利	3.30	4.90	5.40	左岸合流点から 35.6km 上 64m	栃木県足利市通 4丁目

＜避難情報に関するガイドライン（内閣府）＞

氾濫注意水位（レベル2水位）：水防団の出動の目安

避難判断水位（レベル3水位）：市町村長の警戒レベル3高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起

氾濫危険水位（レベル4水位）：市町村長の警戒レベル4避難指示の発表判断の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

4 洪水予報の発表形式

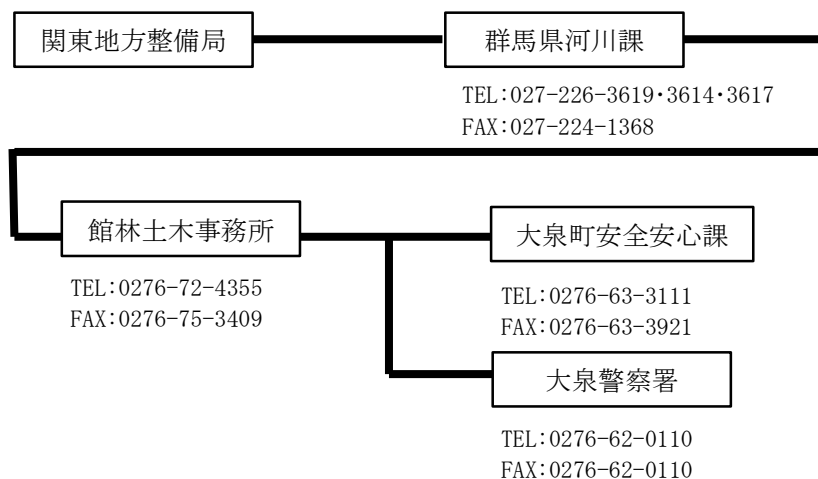
洪水予報の発表形式は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ○洪水予報の発表形式

5 洪水予報の伝達経路及び手段

○利根川上流部（抜粋）※太田市消防本部は太田土木事務所より伝達

基本系

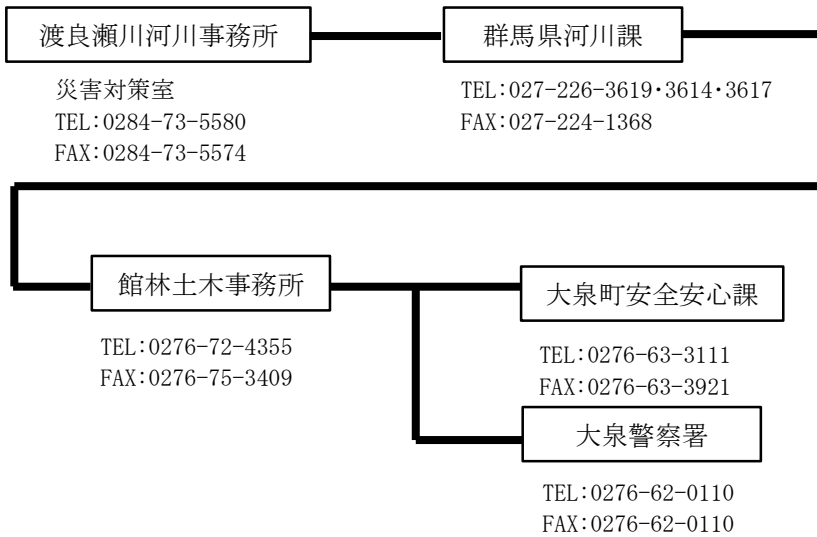


補助系

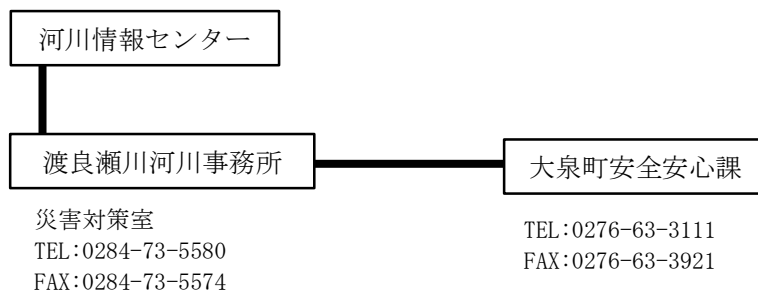


○渡良瀬川上流部（渡良瀬川・桐生川）（抜粋）※太田市消防本部は太田土木事務所より伝達

基本系

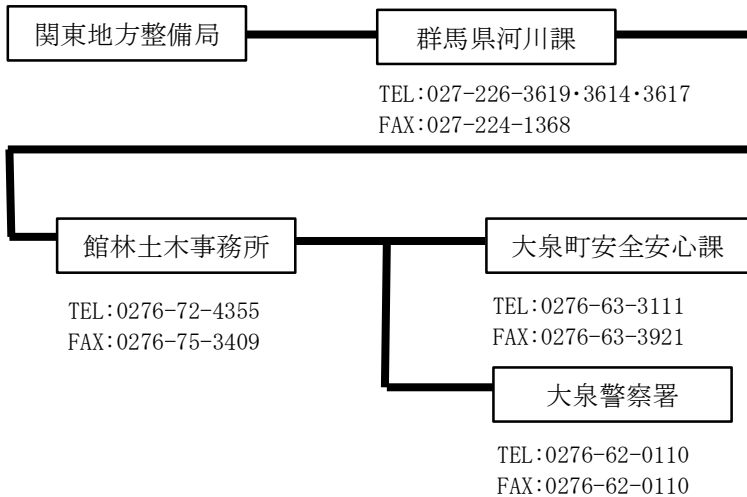


補助系

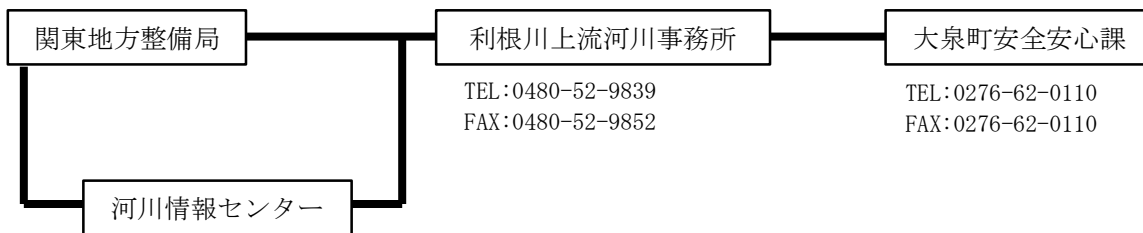


○渡良瀬川下流部(抜粋) ※太田市消防本部は太田土木事務所より伝達

基本系



補助系



第6 河川に関する水防警報

担当 水防総括班、土木班、農政班、現地調査班、水防班

1 水防警報の種類

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川(大泉町該当なし) について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。または水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれのあるとき。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき又は氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

2 水防警報の実施区域及び実施機関

河川	水防警報区間		実施機関	発表者
	左岸	右岸		
利根川	自：群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至：茨城県取手市新町一丁目乙 1538 番 2 地先	自：群馬県佐波郡玉村町大字小泉飯玉前 70 番 6 地先 至：千葉県我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 先	利根川上流河川事務所	利根川上流河川事務所長
渡良瀬川	自：群馬県みどり市大間々町高津戸 1078 番の 17 地先 至：栃木県栃木市藤岡町藤岡 5879 番 7 地先	自：群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番の 4 地先 至：栃木県栃木市藤岡町藤岡 5721 番 12 地先	渡良瀬川河川事務所	渡良瀬川河川事務所長

3 水防警報基準水位観測所及び水防警報区

河川	観測所名	基準水位観測所								
		水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)	位置	所在地	左岸	右岸
利根川	八斗島	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	左岸河口から181.5km下46m	伊勢崎市八斗島町	自：伊勢崎市柴町字小泉 1555番地先 至：太田市古戸町 75番1地先	自：佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70番6地先 至：熊谷市俵瀬字千通 780番1
渡良瀬川	高津戸	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54	渡良瀬川右岸56.0km下55m	みどり市大間々町大間々	自：群馬県みどり市大間々町高津戸 1078番の17地先 至：群馬県桐生市境野町7丁目 1863番の1地先	自：群馬県みどり市大間々町大間々2245番の4地先 至：群馬県太田市市場町 718番の1地先
渡良瀬川	足利	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54	渡良瀬川左岸35.6km上64m	足利市通4丁目	自：栃木県足利市小俣町 57番2地先 至：栃木県栃木市藤岡町藤岡 5879番7地先	自：栃木県足利市中川町 3750番1地先 至：栃木県栃木市藤岡町藤岡 5721番12地先

4 水防警報の発表形式

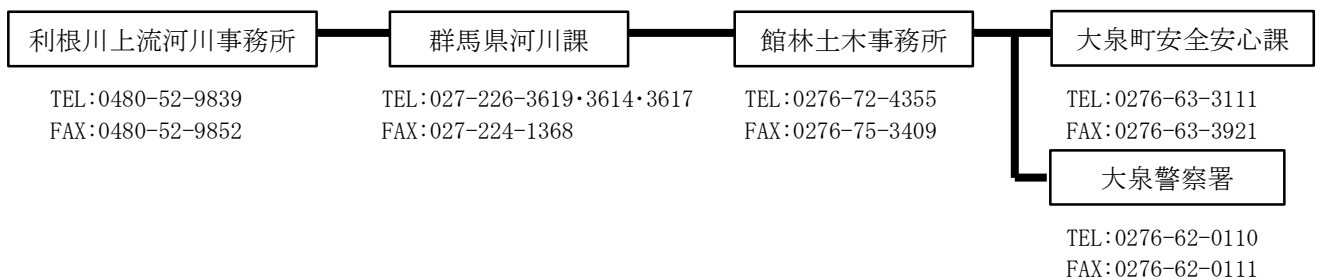
水防警報の発表形式に関しては、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ○水防警報の発表形式

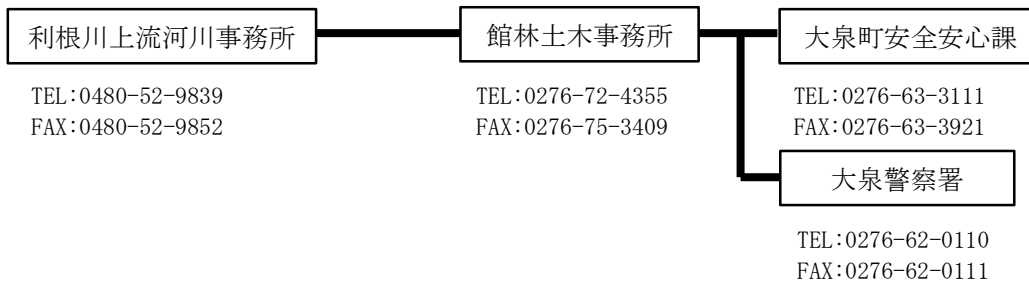
5 水防警報の伝達経路及び手段

○利根川上流（川俣）（抜粋）※太田市消防本部は太田土木事務所より伝達

基本系

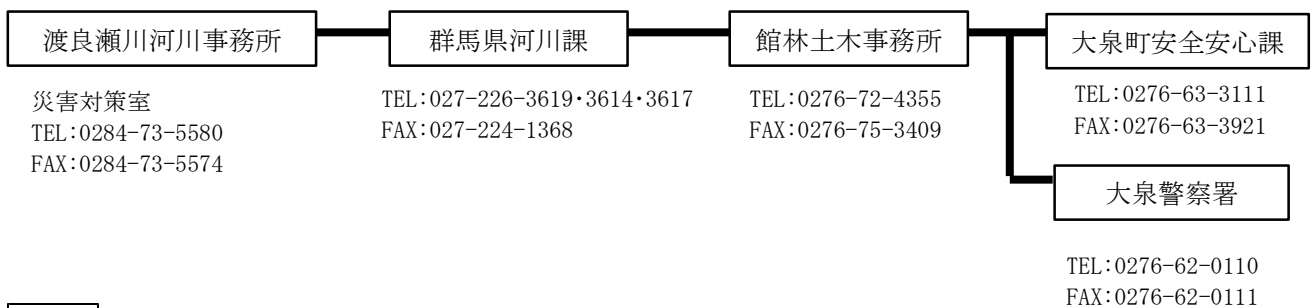


補助系

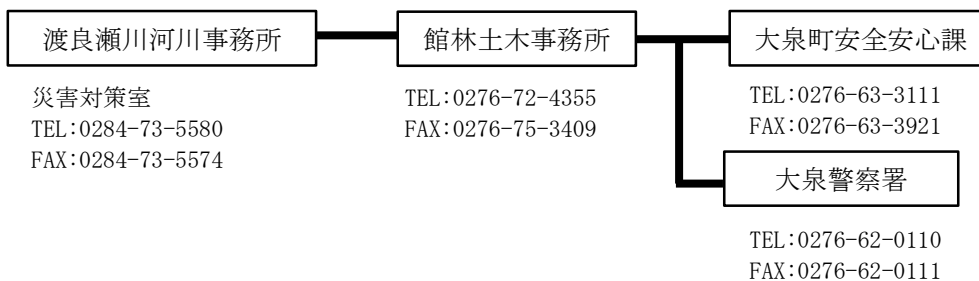


○渡良瀬川（足利）（抜粋）※太田市消防本部は太田土木事務所より伝達

基本系



補助系



第5節 水位等の観測及び通報

担当 水防総括班、土木班、水防班

第1 水位の観測

担当 水防総括班、土木班、水防班

本町に関連する水位観測所、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置箇所は次のとおりである。

○水位観測所（群馬県所管）

河川名	観測所名	観測種別	位置	所属	基準水位（m）				観測者氏名
					水防 団待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
休泊川	西小泉	テレメータ ー	大泉町西小 泉4丁目	館林	ー	ー	ー	ー	館林土木事務所

○危機管理型水位計

番号 (図の△)	河川	観測所（設置箇所）	危機管理型水位計	
			非接触型	接触型
1	休泊川	5.4k スバル正門橋	○	
2	新谷田川	3.1k 吉田	○	
3	休泊川	1.3k 補給水10号橋	○	
4	利根川	左岸161.0k		○

※危機管理型水位計

一定の水位到達時に観測を開始する、洪水時の警報、避難判断に特化した水位計

○簡易型河川監視カメラ（固定観測）

番号 (図の□)	河川	設置箇所
1	休泊川	4.0k 志部橋
2	休泊川	1.3k 補給水10号橋
3	休泊川	0.1k 利根川制水門

○水位観測所等位置図



第2 雨量の観測

本町に関連する雨量観測所は次のとおりである。

河川名	観測所名	観測種別	位置	所属	観測者
休泊川	富士堰	テレメーター	大泉町富士二丁目	館林	館林土木事務所

第3 情報の閲覧方法

水位等の観測は次のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

		水位観測所	危機管理型水位計	簡易型河川監視カメラ
川の水位情報 https://www.river.go.jp/		○	○	○
かわみるぐんま https://suibou-gunma.jp/		○	○	○
群馬県水位雨量情報システム https://www.river-gunma.jp/gunma/top/10/1_0_1_0.html		○	×	×

第4 水位等の通報系統図

担当 水防総括班、水防班

水位等の通報系統図については、本編第2章第4節第6「河川に関する水防警報」に準用する。

第5 欠測時の措置

担当 水防総括班

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

第6節 水門等の操作

担当 水防総括班、農政班

第1 水門及び樋門等一覧

水防上重要な水門等は、次のとおりである。

河川名	堰 名	所 管	位 置	規模・操作方法	責任者
新谷田川	谷向堰	待矢場両堰 土地改良区	吉田 778-1 " 788-2	鋼製ローラーゲート電動 高 2.30m 高水位上昇型 巾 8.42m 鋼製スライドゲート手動 高 0.90m 巾 0.80m	待矢場両堰 土地改良区
休泊川	富士堰	館林 土木事務所	富士二丁目	高 1.00m 巾 7.05m 鋼製ローラーゲート電動 高 2.65m 3連 巾 4.20m 高 1.00m 巾 1.00m	館林 土木事務所
"	赤地蔵堰	待矢場両堰 土地改良区	いずみ一丁目	鋼製ローラーゲート電動高水位上昇型	待矢場両堰 土地改良区
"	常光寺堰	"	西小泉四丁目	鋼製スライドゲート電動 高 1.30m 高水位上昇型 巾 2.80m 鋼製スライドゲート手動 高 1.30m 巾 1.00m	"
"	鹿島堰	"	西小泉一丁目	角落とし 高 0.50m 巾 14.0m 鋼製スライドゲート手動	"
"	観音堰	"	富士一丁目		"
"	二水用水堰	"	"	鋼製スライドゲート電動 高 0.875m 下流水位一定型 巾 0.900m	"
"	富士三丁目堰	"	富士三丁目・吉田	角落とし 角皿ゲート手動	"
"	仙石堰	"	大字古海・吉田	鋼製スライドゲート手動 高 0.50m 巾 0.50m	"
"	補給水水門	"	大字古海	鋼製スライドゲート手動 高 2.00m 巾 2.75m	"
"	余水吐制水門	"	"	鋼製スライドゲート電動 高 2.50m 高水位上昇型 巾 2.50m	"
"	古海揚水機場	"	"	水中ポンプ φ500×30.4m ³ /min 75kw 3台	"

第2 水門等の操作

- 1 水門等の操作は、水防管理者が雨量水位等情勢を判断し、館林土木事務所長と必要に応じて協議のうえ、操作責任者をして開閉させるものとする。
- 2 水門等操作責任者は、水防管理者の指示により開閉を行い終了した場合には、直ちに消防機関の長に報告するものとする。
- 3 水防管理者は、水門等の操作終了の報告を受けたときは、直ちに館林土木事務所長に報告するものとする。

第7節 通信連絡

担当 水防総括班

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため町及びその他の防災関係機関は、各種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るものとする。

1 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行うものとする。

(1) 通信施設の現況

本町の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

ア 県防災行政無線

(ア) 県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

(イ) 町は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用するものとする。

イ 一般加入電話(災害時優先電話、携帯電話を含む。)

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用するものとする。

(2) 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報するものとする。

町	⇔	県	= 県防災行政無線・N T T回線
町	⇔	消防署	= N T T回線
町	⇔	警 察	= N T T回線
町	⇔	消防団	= N T T回線
町	⇔	各自主防災組織	= N T T回線・広報車
消防署	⇔	消防団	= N T T回線

(3) 緊急情報連絡用回線の設定

町及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全L T E (P S - L T E)、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努

めるものとする。

(4) 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

資料編 ○群馬県防災行政無線一覧

(5) 他機関の通信設備の利用

災害により有線通信が途絶し、又は災害に関する要請、伝達及び応急措置の実施のため、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条又は同法第79条の規定に基づき、通信の確保を図るものとする。

町及び近隣地域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

- ア 警察無線……………大泉警察署
- イ 消防無線……………大泉消防署
- ウ N T T無線……………N T T群馬支店

(6) 非常通信の確保

災害により有線通信等による通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づき非常通信の確保を図るものとする。

ア 非常通信の発受

非常通信の発受は、無線局をもった者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行うものとする。

イ 発信依頼要請

発信依頼は次の要領で発信を希望する通信文を電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参するものとする。

- (ア) 冒頭に「非常」と朱書きする。
- (イ) あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- (ウ) 本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
- (エ) 末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- (オ) 災害時優先電話の利用

(7) アマチュア無線の協力要請

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、町本部の情報連絡体制を補完するため、町内アマチュア無線局に協力を求め、通信の確保を図るものとする。

資料編 ○アマチュア無線による災害時応援協定書

(8) すべての通信が途絶した場合の措置

災害によりすべての通信が途絶した場合には、防災機関までの連絡、災害現場等への指示などは、被災状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により使用者を派遣して通信を確保するものとする。

第8節 水防施設及び輸送

担当 水防総括班、水防班

第1 水防倉庫及び備蓄資機材

担当 水防総括班、水防班

水防倉庫及び備蓄資機材は次のとおりである。

(令和6年〇月現在)

所管		大泉町	大泉町	計
河川名		利根川	利根川	2ヶ所
倉庫番号		1	2	
管理者		大泉町長	大泉町長	
倉庫錠保管者		大泉消防署	大泉消防署 城之内出張所	
所在地		大泉町寄木戸 614-1	大泉町城之内 2-25-2	
備 蓄	鎌	大 4 小 18	大 14 小 1	大 18 小 19
	鋸	13	10	23
	スコップ	角 11 剣 59	角 3 剣 16	角 14 剣 75
	ツルハシ	15	5	20
	唐グワ	9	5	14
	掛矢	10	6	16
	ジョレン	2	1	3
	ペンチ	2	2	4
	タコ	1		1
	ハンマー	大 4	大 6 小 1	大 10 小 1
	マサカリ	12	3	15
	立グワ	11		11
	ナタ	9	3	12
	オノ	6	2	8
	箕	3	4	7
	草かき	6	1	7
	バール	大 4 小 1	大 1 小 1	大 5 小 2
	縄	0	3	3
	鉄線	25kg	5 kg	30kg
	モッコ			
	フルコンシート	79	22	101
	表ムシロ張り	31		31
	フルコン土のう	1549	103	1652
	パイル大	200	10	210
	パイル小	750	114	864
	鋼板	194		194
	クイ		6	6
	フルコン土のう (空俵)	602	200	802

第2 輸送の確保

担当 水防総括班

水防時における郵送経路については、水防本部において町内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め、輸送の正確を図るものとする。

第9節 水防活動

担当 水防総括班、土木班、農政班、現地調査班、水防班

第1 水防配備

担当 水防総括班、土木班、農政班、現地調査班、水防班

1 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなければならない。

種別			状況	配備体制	配備要員
監視体制	水防本部※状況に応じて	—	・ 気象注意報が発令され、監視が必要な場合	・ 情報収集及び見等関係機関との連絡 ・ 必要に応じ各部担当地区の出水時被害状況確認	・ 安全安心課・土木管理課の職員
災害警戒本部		初期動員	・ 警報等が発令され、災害発生のおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。	・ 災害警戒本部を設置し、情報収集・連絡活動を円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。 ・ 避難所開設の必要がある場合は、開設の体制を整える。	・ 課長以上の職員 ・ 安全安心課・土木管理課の職員
災害対策本部		1号動員	・ かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	・ 災害対策本部を設置し、各班の必要人員を持って被害に対処し得る体制とする。	・ 課長以上の職員 ・ 長公室・安全安心課・多文化協働課・福祉課・高齢介護課・土木管理課の職員
		2号動員	・ 相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・ 被害の規模等から見て1号動員では要員が不足するとき。	・ 災害対策本部を設置し、各班のほぼ半数の配備により相当規模の被害に対処し得る体制とする。	・ 係長以上の職員・総務部・多文化協働課・福祉課・高齢介護課・土木管理課の職員
		3号動員	・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・ 被害の規模等から見て町の総力を挙げて対応する必要があるとき。	・ 災害対策本部を設置し、全職員を挙げて大規模な災害に対処し得る体制とする。	・ 全職員

2 水防団の非常配備

各部の受持区域は次のとおりである。

分団名	部名	受持区域
第1分団	第1部	北小泉一丁目から北小泉四丁目まで、城之内一丁目から城之内五丁目まで、いずみ一丁目、中央二丁目の一部、中央三丁目の一部、上小泉の一部（行政区4・5・6・7・8・9区）
	第2部	東小泉一丁目から東小泉三丁目まで、中央一丁目、中央二丁目の一部、中央三丁目の一部、朝日一丁目から朝日五丁目まで、富士一丁目、上小泉の一部、下小泉（行政区1・2・3・27・28区）
第2分団	第1部	西小泉一丁目から西小泉五丁目まで、住吉、日の出、富士二丁目、富士三丁目の一部（行政区10・11・12・24・25・26・29区）
	第2部	坂田一丁目、坂田二丁目、坂田五丁目、坂田七丁目、坂田の一部、いずみ二丁目（行政区13区）
	第3部	坂田三丁目、坂田四丁目、坂田六丁目、坂田の一部（行政区14区）
第3分団	第1部	古氷（行政区15区）
	第2部	寄木戸の一部（行政区16区）
	第3部	寄木戸の一部（行政区17区）
	第4部	仙石、仙石一丁目から仙石四丁目まで、丘山（行政区18・19区）
第4分団	第1部	古海の一部（行政区20区）
	第2部	古海の一部（行政区21区）
	第3部	吉田の一部、富士三丁目の一部（行政区22・30区）
	第4部	吉田の一部（行政区23区）

3 水防団の活動体制

水防管理者は、水防上必要があると認められるときは、水防団を次に定める基準により出動、又は出動の準備をさせる指令を発する。

出動基準	①準備	河川の水位が水防団待機水位に達し、さらに増水する恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。
	②待機	団本部から(⇒分団長等⇒各部)から待機の連絡があったときは、自宅等で待機体制をとり、団長の指示を待つものとする。
	③出動	氾濫注意水位に達し、さらに増水する恐れがあり、団長(団本部⇒分団長等⇒各部)から出動要請があった場合。
初期活動	①資材確認	資機材(土のう、照明器具、ライフジャケット等)の確認、消防車の点検、通信機器の点検(指令系統の確認)
	②情報収集	周辺区域の安全確認(情報収集、現地確認)
	③状況報告	状況報告および集合団員の待機状況(場所、人数)を報告(各部⇒分団長等⇒団本部)
	※雨量によって浸水の可能性のある部(第4分団第4部など)は、あらかじめ自家用車や消防車両を大泉消防署などに移動	
水防活動	①広報	「高齢者等避難」の発令時などには、団本部の(⇒分団長等⇒各部)の指示により避難誘導活動(消防車での広報)を行う。
	②土のう	土のう積活動が必要な場合は、消防署員や町職員などと協力して作業を行う。
	③排水作業	消防車などによる排水作業が行われる場合は、消防署員などと協力して作業を行う。
	※避難指示発令後は、団員の身の安全確保のため災害現場等から退避(状況に応じて、水防活動を再開)	

第2 巡視及び警戒

担当 水防総括班、土木班、農政班、現地調査班、水防班

1 平常時

水防管理者、消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という。)は、随時区域内の河川、堤防、水防施設を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防、水防施設の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡をして、必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇

所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水(洪水)時

水防管理者は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒を更に厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、館林土木事務所長及び河川の管理者に報告する。

- (1) 越水のおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第3 水防作業

担当 水防班

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4 警戒区域の指定

担当 水防班

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、これらの職権を行うことができるものとする。(法第21条第1項及び第2項)

第5 避難のための立退き

担当 水防総括班

1 立ち退きの指示

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、立退き又はその準備を指示するとともに、大泉警察署長に通報しなければならない。また、水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を館林土木事務所に速やかに報告するものとする。

2 立退きの周知

水防管理者は、大泉警察署長及び消防機関の長と協議のうえ、立退き予定先を住民に周知しておくものとする。

第6 決壊等の通報

担当 水防総括班

堤防その他の施設が決壊、及びこれに準すべき事態が生じたときは、水防管理者は、直ちにその旨を館林土木事務所長、及び氾濫する方向の隣接水防管理団体へ通報するものとする。

第7 水防配備の解除

担当 水防総括班

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに館林土木事務所長へ通知するものとする。

第10節 水防信号及び水防標識

第1 水防信号

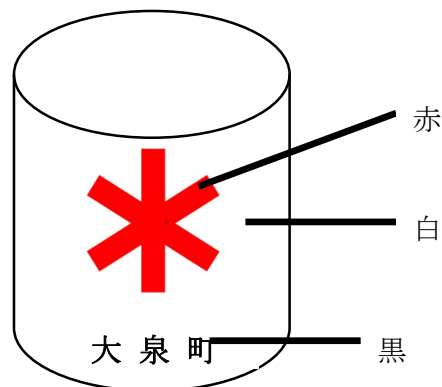
水防法第20条の規定による水防に用いる信号は次のとおりとする。

	要件	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせる。	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第2信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせる。	乱打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防進行を発する。		

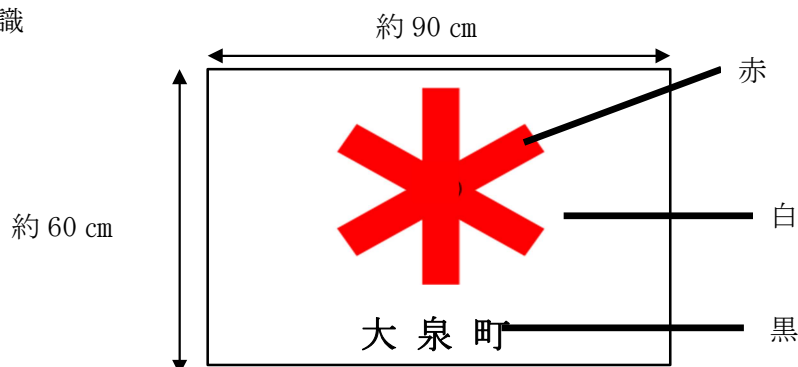
第2 水防標識

水防作業の実施に当たり作業の正確、敏速かつ規律正しい団体行動をとるため、水防標識を次のように定める。

1 水防要員の標識(左腕につける)



2 水防標識



第11節 協力及び応援

担当 水防総括班、土木班

第1 河川管理者の協力及び援助

担当 水防総括班

河川管理者(国土交通省直轄河川、県管理河川)は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体、水防管理者が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報(川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像)の提供
- 2 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示
- 3 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき(氾濫発生情報を発表する場合を除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知
- 4 重要水防箇所の合同点検の実施
- 5 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 6 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 7 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2 下水道管理者の協力(県管理下水道)

担当 土木班

下水道管理者(県管理下水道)は、自らの業務に照らし、可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 2 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

担当 水防総括班

1 相互応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は、市町村長若しくは消防長に対し、応援を求めるものとする。

また、他の水防管理者又は、市町村長等に応援を求められた場合は、自らの水防活動等に支障がない限りその求めに応じるものとする。

2 相互協定

水防管理者は、隣接する水防管理団体とあらかじめ協力、応援等水防事務に関し、相互協定をして非常事態に対処できるよう準備を整えて置くものとする。

第4 警察官の援助要求

担当 水防総括班

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条により大泉警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第5 自衛隊の派遣要請

担当 水防総括班

水防管理者は、災害における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合に、災害対策基本法第68条の2又は自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣要請を要求する場合の手續等は、以下に定めるとおりとする。なお、自衛隊の災害派遣要請者は知事であるので、町長が知事に対して災害派遣要請の依頼をするものとする。

1 要請する災害

災害における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合に、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

2 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次の活動を行うものとする。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のために必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索、救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関の消火活動への協力
- (6) 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊出し及び給水支援
- (11) 被災者に対する入浴支援
- (12) 救援物資の支給又は貸付の支援(防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令)
- (13) 交通規制への支援
- (14) その他(知事が必要と認め自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊と協議して決定する。)

3 派遣要請依頼の手続

水防管理者が自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、災害派遣要請を行うよう知事(県危機管理課)に要求するとともに、大泉警察署長に連絡する。なお、口頭で要請した場合は事後文書を送達するものとする。

また、水防管理者は災害派遣要請の要求をしたときに、その旨及び町の災害状況を第12旅団長に通知することができる。

なお、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、町の災害の状況を第12旅団に通知し、その後、通知した旨を速やかに知事に通知するものとする。

4 自衛隊との連絡

水防管理者は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合には、知事に要請の依頼を行うほか、直接自衛隊に当該地域の被害状況など積極的に情報連絡を行い、迅速な災害対処を容易にするものとする。

連絡先	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部	榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線 2286、2287、2208(夜間) (防災行政無線) 71-3242

5 派遣部隊の受入れ

水防管理者は、派遣される部隊に対し、次の事項に留意し、受入れ体制の整備を行うものとする。

- (1) 救援作業に必要な資材を速やかに調達すること。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設の手配を行うこと。
- (3) ヘリポートの使用に先立ち、予定施設の管理者の了解を得ておくこと。
- (4) 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努めること。

資料編 ○ヘリポート適地一覧

6 自衛隊の自主派遣

大規模な災害等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

- (1) 自衛隊法第83条第2項ただし書により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡するものとする。連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡するものとする。
- (2) 自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

7 自衛官の権限

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、水防管理者その他水防管理者の職権を行うことができる者(委託を受けた町の吏員及び警察官)がその場にいない場合に限り、次の職権を行使することができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ア 警戒区域を設定し、立入り制限、禁止、退去を命ずること。

イ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用・収用すること。

ウ 現場の災害を受けた工作物・物件で、応急措置の実施に支障となるものの除去その他必要な措置をとること。

エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

(2) 行使した場合の処置の概要

ア 前記(1)の権限を行使した場合は、その旨を町長に通知する。

イ 前記(1)中イ及びウに係る土地・建物・工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通知する。

ウ 前記(1)中ウに係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

8 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割

分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の町及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

9 派遣部隊の撤収要請

水防管理者は、派遣部隊の派遣期間又は派遣活動が終了し、自衛隊の部隊の活動が必要でなくなった場合には、直ちに知事(県危機管理課長)に口頭又は文書をもって、撤収要請の手続を求めるとともに、大泉警察署長に連絡する。なお、口頭で要請した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊の活動した町の負担とする。ただし、2以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定めるものとする。

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊の活動した町の負担とする。ただし、2以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定めるものとする。

10 費用負担区分

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、上下水道及び電話料金
- (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (5) 上記の費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議する。

(参考)災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊 急 性：差し迫った必要があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第6 企業との連携

担当 土木班

町は、出水時の緊急防災作業に関して町内企業と連携を図っている。

なお、緊急防災作業の協力体制締結、作業依頼等の所管は土木管理課である。

令和5年4月1日現在（毎年度更新）

企業名（50音順）	作業内容
スワ産業株式会社（朝日4-10-20）	集中豪雨時等に冠水箇所の通行止め規制が必要と町長が認めた場合、担当箇所の通行止め規制等の作業を行う。
株式会社秩父建設（東小泉1-11-10）	
株式会社日装（寄木戸121）	
本田建設株式会社（中央2-15-1）	

第7 住民、自主防災組織との連携

担当 水防総括班

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等との連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に協力を求めるものとする。

第12節 費用負担と公用負担

担当 水防総括班

第1 費用負担

担当 水防総括班

本町の水防に関する費用は、法第41条により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- 1 法第23条の規定による応援のための費用
- 2 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2 公用負担

担当 水防総括班

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹林その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者はその身分証明書を、又はこれらの者の委任を受けた者は、次に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示するものとする。

公用負担権限委任証	
職名	
氏名	
上記の者に大泉町水防区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者	印

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書									
第	号	員	数						
種	類	収	用	処	分				
使	用								
年	月	日							
			水防管理者		氏	名			
			事務取扱者		氏	名			
殿									

第3 損失補償

担当 水防総括班

本町は、公用費用の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13節 水防報告

担当 水防総括班

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに館林土木事務所長を経由し、知事に報告するものとする。報告様式に関しては、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○群馬県への報告様式

第14節 水防訓練

担当 水防総括班

町は、法第32条の2の規定により水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。
また、関係機関が実施する水防訓練等に積極的に参加するものとする。

第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置

担当 水防総括班

第1 洪水浸水想定区域の指定状況

担当 水防総括班

水防法第14条第1項の規定により、国土交通大臣及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

本町に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

河川	管理	公表	機関
利根川洪水浸水想定区域図	国	平成29年7月公表	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所
渡良瀬川洪水浸水想定区域図			国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所
群馬県水害リスク想定マップ ※休泊川を含む県内全ての一級河川が対象	県	令和2年12月公表	群馬県県土整備部河川課

第2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

担当 水防総括班

法第15条第1項の規定により大泉町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。さらに自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

風水害等対策編 第2章 水防計画

要 配 慮 者 施 設

種別	名 称	所在地	電話
福祉施設	就労継続支援 B 型事業所のぞみ	大泉町上小泉 383	0276-20-1294
	就労継続支援 B 型げんき	〃 城之内 5-17-1	0276-62-7000
	ハッピーキャンプ大泉教室	〃 吉田 1737-5	0276-55-3737
	ハッピーキャンプ大泉朝日教室	〃 朝日 2-5-21	0276-59-7322
	学童くらぶどれみ(くれよんはうす)	〃 朝日 3-6-2	0276-61-0505
	障害者支援施設イシノ療護園	〃 寄木戸 1070	0276-63-7652
	グループホームポカラ	〃 上小泉 381-1	0276-63-8288
	多機能型事業所いずみ	〃 上小泉 380-1	0276-47-4788
介護施設	あいの花	〃 吉田 2392-3	0276-57-8711
	あさひ(小規模多機能)	〃 朝日 4-17-30	0276-20-1137
	あさひ(特別養護老人ホーム)	〃 朝日 4-17-30	0276-55-5300
	大泉園	〃 古海 2001	0276-62-8841
	さぼてん	〃 仙石 1-39-27	0276-20-3881
	さぼてんの花	〃 仙石 4-27-16	0276-55-3822
	長寿邸仙石	〃 仙石 4-27-22	0276-52-8806
	ケアタウンつどい古海	〃 古海 273	0276-20-3006
	ケアタウンつどい古海Ⅱ	〃 古海 238-1	0276-61-1100
	デイサービスリハビリ館	〃 富士 3-2-18	0276-47-3535
	グループホームマゼンタ	〃 寄木戸 106	0276-49-5560
	デイフィットラクティ	〃 日の出 1-10	0276-55-4204
	わかばの杜	〃 寄木戸 680-3	0276-55-0502
医療施設	医療法人徹裕会 蜂谷病院	〃 朝日 4-11-1	0276-63-0888
学校施設	東小学校	〃 朝日 3-7-1	0276-63-2971
	南小学校	〃 仙石 2-1-1	0276-62-2227
	西中学校	〃 寄木戸 533	0276-63-8505
	南中学校	〃 吉田 2465	0276-62-2053
	西邑楽高等学校	〃 朝日 2-3-1	0276-63-5851
児童施設	南保育園	〃 仙石 1-6-18	0276-62-2033
	みよし保育園	〃 吉田 956	0276-63-1900
	エンゼル保育園	〃 下小泉 410	0276-63-0377
	保育園ミニ ムンド	〃 朝日 2-22-8	0276-59-9843
	保育園 LISIEUX	〃 日の出 14-1	0276-59-7685
	南児童館	〃 仙石 2-10-10	0276-63-1721
	東児童館	〃 朝日 3-6-1	0276-62-0133
	みよし幼稚園	〃 吉田 974-3	0276-62-3935
	みよし第二幼稚園	〃 寄木戸 277-1	0276-63-1621

第3 ハザードマップの作成

担当 水防総括班

浸水想定区域をその区域内に含む市町村の長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4「避難指示」で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第3章 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる町土をつくる。
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する。
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

なお、本計画においては、「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)」(内閣府)に定められた避難情報である「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」とする。

第1節 風水害・雪害に強いまちづくり

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

地方公共団体は、災害対策基本法第8条により、治山、治水その他の町土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他まちの防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項等の実施に努めることとされている。

このため、町は、防災関係機関と連携を図り、次の計画の実現に向けて努力する。

第1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、指定緊急避難場所及び指定避難所となる学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

2 一時避難場所の確保

一時(いつとき)避難場所は、指定緊急避難場所や指定避難所へ避難する前の中継点で、一応避難して様子を見たり、避難のために地域住民が集結する場所であり、自主防災組織等が次の基準により事前に選定するものとする。

- (1) 避難行動が地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所を選定するものとする。
- (2) 地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有する公民館駐車場等の場所を選定するものとする。

3 避難路等の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる町道、農道その他の道路の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

4 火災延焼防止のための緑地整備

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所等の緑化

指定緊急避難場所・指定避難所として利用される公共施設、学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に着目し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど、災害に強い

緑地の整備に努めるものとする。

(2) 家庭等の緑化

樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで災害に強い緑づくりを推進するものとする。

第2 建築物の安全性の確保

担当 防災総括班、健康福祉班、都市建設班、教育班、消防班

1 防災上重要な施設の堅ろう化

町及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設(町役場、保健福祉総合センター)
- (2) 応急対策活動の拠点施設(警察署、消防署等)
- (3) 救護活動の拠点施設(保健福祉総合センター、病院等)
- (4) 避難施設(学校等)
- (5) 社会福祉施設(介護老人福祉施設、身体障害者療護施設等)
- (6) 不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

町は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 強風による落下物対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

5 盛土による災害防止

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

資料編 ○大泉町防災会議条例
 ○防災中枢機能等一覧
 ○要配慮者避難施設一覧
 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧
 ○医療機関一覧

第3 治水対策

担当 住民経済班、都市建設班

町内を流れる一級河川は、利根川及び休泊川でいずれも国及び県が管理するものである。町は内水を含む対策を行うとともに、国、県に協力して一級河川の改修工事等を促進する。一方で町が管理する水路や用水路については、改修工事等を促進し水害防止を図るものとする。

第4 雪害の予防

担当 住民経済班、都市建設班

1 雪害に強いまちづくり

町は、大雪等に伴う都市機能の途絶に強いまちづくりを行うものとする。

2 道路の除雪体制の整備

町は、次により除雪体制の整備を進めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪要員の確保

3 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

町は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

町は、各道路管理者と連携し、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

4 除雪(雪下ろしを含む)援助体制の整備

- (1) 町は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。
- (2) 町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。
- (3) 町は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

5 町民に対する大雪時の留意事項の周知

町は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、住民に対し、本編第3章第3節第1「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。
 - ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
 - イ 不要不急の外出は見合わせる。
 - ウ 自家用車の使用は極力避ける。
やむを得ず車で外出する場合は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、砂、飲食料及び毛布等を持っていくよう心掛ける。
 - エ エンジンのかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
 - オ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
 - カ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
 - キ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
 - ク 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
 - ケ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

担当 防災総括班、住民経済班、都市建設班

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン事業者、廃棄物処理業事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等

の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- (2) 町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災業務計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

災害時の備えとして、町、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

また、町は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1 避難誘導体制の整備

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、教育班、消防班

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 町は、警報及び避難指示等を住民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にし、防災行政無線、広報車等の整備を図るものとする。
- (2) 町は、様々な環境下にある住民等に対して警報及び避難指示等が確実に伝わるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、J-A L E R T(全国瞬時警報システム)、テレビ(ワンセグ放送を含む。)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。))等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、消防機関、警察機関等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画を作成する。その際、水害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) (2)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難指示等の発令を行う基準
 - イ 避難指示等の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法
- (5) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 町は、避難指示等の発令を行う基準の設定に当たっては、当該基準の具体化に努め、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達

マニュアル」の作成に努めるものとする。なお、作成にあたり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き(水平避難)を考慮した内容とする。

- (7) 町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (8) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (9) 町は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

3 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。

4 避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- (1) 避難指示等の発令を行う基準
- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

5 案内標識の設置

- (1) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 町は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 避難行動要支援者への配慮

- (1) 町は、高齢者、障害者等避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、これら避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支

援を要する者)の住所、電話番号等を把握するとともに、消防機関、警察機関、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (2) 町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第2 災害危険区域の災害予防

担当 防災総括班、健康福祉班、都市建設班、消防班

1 重要水防箇所

本編第2章第3節第1「重要水防箇所」を準用する。

2 洪水浸水想定区域

水防法第14条第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域において、円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置について定めるものとする。洪水浸水想定区域については、河川ごとの計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示したものである。なお、指定状況については、本編第2章第15節第1「洪水浸水想定区域の指定状況」を参照する。

(1) 洪水予報等の伝達方法

洪水予報又は特別警戒水位到達情報の伝達方法については、本編第4章第10節第1「広報活動」を準用する。

(2) 避難場所

洪水時の避難場所については、本編第3章第1節第1「指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備」を準用する。ただし、河川の決壊又は溢水による浸水が想定される区域にある避難場所については、洪水時の避難場所から除くものとする。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(3) 洪水浸水想定区域内の施設等

本編第2章第15節第2「要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画の作成等」を準用する。

第3 ハザードマップの作成

担当 防災総括班

本編第2章第15節第3「ハザードマップの作成」を準用する。

第4 情報の収集・連絡体制の整備

担当 防災総括班

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、災害が中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

(1) 町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう整備するものとする。

(2) 町は、防災行政無線、J-A L E R T(全国瞬時警報システム)、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

(3) 町及び関係機関は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(4) 町と県危機管理課は連携し、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第5 通信手段の確保

担当 防災総括班、財務班

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、県(危機管理課、財産有効活用課)、電気通信事業者その他防災関係機関と連携して、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信手段の現況

(1) 県防災行政無線

県危機管理課は、群馬県防災無線ネットワークを整備し、本町には端末器が配備され、県・他市町村等との情報収集や伝達手段として重要な役割を果たしている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

(2) 災害時優先電話

町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況の収集は、一般加入電話により行うものとするが、一般加入電話が使用できない場合は、災害時優先電話を使用する。

町は、次の措置を講じ、職員に災害時優先電話の周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

2 通信連絡体制の整備

大規模災害時には、施設の被害又は町内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策を推進するものとする。

- (1) 通信施設の点検・整備の実施
- (2) 予備電源の確保
- (3) 通信施設の耐震化、免震化の強化・推進
- (4) 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保
- (5) 通信施設が被災した際の復旧体制の確立

3 通信機器整備計画

災害により、一般有線電話の途絶又は輻輳により通信が困難な場合に備え、次の代替通信

手段の確保・活用を図るものとする。

- (1) アマチュア無線
- (2) 警察無線
- (3) 消防無線
- (4) 携帯電話
- (5) インターネット
- (6) 衛星電話の整備

4 通信訓練への参加

町は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

第6 職員の応急活動体制の整備

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくものとする。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び市町村の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

町は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。また、大泉町業務継続計画(BCP)に基づき、被災によって役場の機能が低下するなかで、町が行うべき業務を継続、早期復旧できるよう、必要な資源の確保・配分等の必要な対策を事前に検討するものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成・配布し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、応急活動のためのマニュアルを作成・配布し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連

携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

3 職員の応急活動体制の整備

町は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 各所属で緊急連絡網を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 非常参集(伝達)訓練を実施する。
- (3) 災害対策に関する研修を行う。

第7 防災関係機関との連携体制の整備

担当 防災総括班

町は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関との応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する必要がある。

1 町における連携・応援体制の整備

- (1) 町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく連携・応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内市町村を始め関係機関との間での連携・応援協定の締結に努めるものとする。

なお、本町における連携・応援協定の締結状況は資料編に掲げるとおりである。

- (2) 町は、避難指示等の発令を行う際に、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関(前橋地方気象台、河川管理者等)又は県(河川課、砂防課、館林土木事務所)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町は、受援計画等に基づき、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の整備に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 町は、県(危機管理課、人事課、市町村課)と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。また、応援職員を受け入れる際には、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫など、執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

資料編 ○消防相互応援協定書(館林地区消防組合)
 ○災害応援協定書(太田市)
 ○群馬県防災航空隊応援協定 等

2 自衛隊との連携体制の整備

(1) 町は、自衛隊(陸上自衛隊第12旅団)への災害派遣要請の県危機管理課への依頼が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。

(2) 町は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共同の防災訓練の実施に努めるとともに、受入れに当たってのヘリポート、派遣部隊の宿泊施設の整備を図るものとする。

3 一般事業者等との連携体制の整備

町は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとする。

4 建設業団体等との連携体制の整備

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

5 救援活動拠点の確保及び関係機関との情報共有

町は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努めるものとする。

6 円滑な救助の実施体制の構築

町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

7 水災に対する連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国(河川事務所)及び県河川課が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

資料編 ○ヘリポート適地一覧
 ○条例・協定等関係

第8 防災中枢機能等の整備

担当 防災総括班、健康福祉班、都市建設班、教育班

1 防災中枢機能の整備

- (1) 町及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

町、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

(1) 消防用施設の整備

災害発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式動力ポンプ等の消防施設の整備を図るものとする。

(2) 備蓄倉庫の整備

町は、アルファ米等の備蓄物資を備蓄している。今後も計画的に備蓄物資のさらなる充実を図るものとする。

(3) 被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備

災害時における飲料水、電源の確保等に必要な井戸、貯水槽、水泳プール、浄水機、自家発電設備等、被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図るものとする。

(4) 防災上重要な建物の整備

小学校・中学校、社会福祉施設その他不特定多数の者が利用する公的建造物、避難施設等、防災上重要な建物で、防災上改築又は補強を要するものの整備を推進するものとする。

4 避難地・避難路の整備

(1) 避難地の整備

避難困難地区の解消、収容能力の増強等避難危険の解消を図るため、安全かつ適正な避難地の確保を図るものとする。

(2) 避難路の整備

多数の住民の安全で円滑な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について
拡幅改良、老朽橋の架け替えなど、避難路の安全性の向上等を推進するものとする。

5 緊急交通路等の整備

(1) 緊急交通路の整備

緊急交通を確保するため、災害により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備等を図る。

また、自衛隊や県防災ヘリコプターの派遣を要請するような事態に備え、町のヘリポートの整備を図るものとする。

(2) 消防活動の困難を解消するための道路整備

住宅地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図るものとする。

6 公的機関等の業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

町は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当部局(多文化協働課)、危機管理担当部局(安全安心課)、福祉部局(健康福祉部各課)、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第9 救助、救急及び医療活動体制の整備

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 連携体制の強化

町、県、消防機関、警察、自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 町は、太田市消防本部と協力して救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカ

ッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、町は、これを資金面で支援するものとする。

(3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、町は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院

被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」が指定されている。町内の医療機関のみでは、治療、収容が不足する場合及び緊急の場合は、これらの病院への搬送を考慮するものとする。

資料編 ○医療機関一覧

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(3) 広域的な救急医療体制の整備

町は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、広域的な救急医療体制の整備に努めるものとする。

第10 緊急輸送活動体制の整備

担当 防災総括班、財務班、都市建設班、教育班

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

1 輸送拠点の確保

町は、運動場等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握し、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救

援物資の輸送等が効果的である。

このため、町は、ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

資料編 ○ヘリポート適地一覧

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

非常の際に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県が、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」において、緊急輸送道路を指定している。本町に係るものは次のとおりである。

区分	道路管理者	道路種別	路線番号	路線名	県内区間	延長(Km)
第1次	県	一般国道 (指定区間外)	354	一般国道 354 号	高崎市並榎町～ 邑楽郡板倉町大字下五箇	58.8
第2次	県	主要地方道	38	足利千代田線	邑楽郡大泉町中央1丁目～ 邑楽郡千代田町瀬戸井	7.4
第2次	県	一般県道	142	綿貫篠塚線	伊勢崎市境木島～ 邑楽郡邑楽町大字篠塚	18.5
第2次	市町村	市町村道	—	大泉町道一級路線町道8号線	邑楽郡大泉町丘山～ 邑楽郡大泉町大字坂田	1.6
第2次	市町村	市町村道	—	大泉町道二級路線町道33号線	邑楽郡大泉町吉田～ 邑楽郡大泉町西小泉4丁目	1.8

(1) 第1次緊急輸送道路

- ア 群馬県と隣県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
- イ 県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道
- ウ これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

- ア 県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
- イ 第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路

4 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

第11 避難収容活動体制の整備

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体のプロを図るため、町長は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の選定

町は、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しているが、施設の老朽化、また地域の人口の変化など地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに他市町村との相互応援協力体制のバックアップのもとに指定緊急避難場所及び指定避難所の整備を図るものとする。

選定に際しては、次の点などに留意する。

- (1) 住民にとって身近な施設にすること。
- (2) 二次災害などのおそれがないこと。
- (3) 立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
- (4) 主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること。
- (5) 環境衛生上問題のないこと。

2 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

3 指定避難所の指定基準

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

4 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は、教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

5 避難路の指定

町は、あらかじめ避難路を設定し、住民の安全な避難が行われるよう努める。

避難路の設定は、次のような条件を踏まえ定めるものとし、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識等の整備に努めるものとする。

- (1) 十分な幅員の確保
- (2) 万一来備え、複数路の確保
- (3) 浸水、地すべり等の危険箇所のない経路

6 事前周知

町は、あらかじめ定めた指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路を次の方法等により周知徹底を図るものとする。

- (1) 広報紙、チラシ配布
- (2) 表示板、案内板の設置

7 指定避難所における生活環境の確保

町は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の整備に努めるものとする。

- (1) 町は、指定避難所における仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。
- (2) 町は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて、電力容量の拡大に努めるものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難者同士の間隔を確保するためのパーティション等の感染症対策備品の整備及び避難所レイアウトの作成に努めるものとする。
- (4) 町は、災害時発生時のトイレ対策として整備した災害用トイレトレーラーを適正に管理し、避難所等で活用するものとする。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (6) 町は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

8 物資の備蓄

町は、指定された避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電

源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む)、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

9 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておくものとする。

- (1) 地域の実情に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、経路、誘導及びその指示伝達の方法
- (2) 集団的に避難する場合の指定避難所の確保、保健衛生、給食の実施方法
- (3) 高齢者、障害者等要配慮者等の避難誘導方法
- (4) 運営管理に必要な知識の普及

町は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

(5) 福祉避難所

ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 町は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

10 応急仮設住宅等

- (1) 町は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (3) 町は、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第12 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

担当 住民経済班

1 備蓄計画

- (1) 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋、生理用品及びその他の関連資機材等の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 町は、各家庭においては、「最低3日分、推奨1週間」の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。
- (6) 備蓄品目は、男女のニーズに配慮するとともに、乳幼児、高齢者等の要配慮者に配慮してきめるものとする。

特に、食料については通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努めるものとする。(アレルギー対応の食料、ミルクやお粥等)。

資料編 ○防災中枢機能等一覧

2 調達計画

町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、燃料、生活必需品及び関連資機材の調達について、民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、一般事業者との協定の締結に努めるものとする。

3 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

町は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

資料編 ○条例・協定関係

第13 広報・広聴体制の整備

担当 防災総括班、企画班

1 広報体制の整備

- (1) 町は、長公室(災害対策本部設置時は防災総括班)を広報担当部署と定め、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
指定緊急避難場所・指定避難所の名称・	住民の安否
所在地・対象地区	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必
避難時の注意事項	需品を扱う店舗の営業状況

イ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ(NHK、群馬テレビ)、ラジオ(エフエム群馬、エフエム太郎)、防災行政無線、町ホームページ、安全・安心メール、電話配信サービス、大泉町公式LINE、自治会長(又は自主防災組織の会長)への連絡、広報車、SNS、ヘリコプター、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、Lアラート(災害情報共有システム)等

ウ 広報媒体の整備を図る。

広報車、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)

エ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、窓口を長公室(災害対策本部設置時は防災総括班)に置き、広聴体制の整備を図るものとする。

3 障害者への情報伝達体制等の整備

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町は、県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第14 二次災害の予防

担当 都市建設班

町は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士の活動について県と連携を図るものとする。また、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

第15 複合災害対策

担当 防災総括班

1 複合災害への備え

町は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第16 防災訓練の実施

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と防災活動における実践的能力のかん養を図り、併せて関係機関との連携の強化を図るため、防災訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練

町は、防災関係機関等と合同し、自主防災組織、住民、事業所等の参加を得て、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。

また、訓練終了後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

2 個別訓練

町は、防災関係機関等と連携して、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。

(1) 非常参集(伝達)訓練

町は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常参集(伝達)訓練を実施するものとする。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、訓練改善、課題等の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- ア 伝達方法、内容の確認点検
- イ 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- ウ 集合人員の確認点検
- エ その他必要事項の確認点検

(2) 消防訓練

消防団は、定期的に消防資材等の点検整備に努めるとともに、消防技術の錬成及び習熟を目的として消防訓練を実施するものとする。

また、各地区は、消防団、自主防災組織等との協力により、定期的に消火訓練や炊き出し等を行い、地区の消火能力等の向上に努めるものとする。

(3) 避難訓練

指定避難所の周知、避難指示等の伝達、円滑な避難誘導等を目的として、自主防災組織、住民等の参加を得て、避難訓練を実施する。なお、実施にあたっては、要配慮者の積極的な参加を呼びかけ、より実践的な訓練を行うものとする。

(4) 水防訓練

町及び水防団は、円滑な水防活動を遂行するために、雨期及び台風期前など訓練効果のある時期を選んで、過去の水害事例を考慮し水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、

水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施するものとする。

(5) 非常通信訓練

災害時の警報の発令・伝達の受理については、正確かつ迅速な伝達が必要であるため、住民に対する情報伝達訓練はもとより、通信途絶時の連絡の確保、通信連絡機器の操作等について適切に行えるよう、非常通信訓練を実施するものとする。

(6) 要配慮者利用施設における訓練

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

3 広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 町は、町その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、防災訓練の実施に当たっては、「図上演習」等参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むなどして、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(2) 町及びその他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

5 図上訓練の実施

町及びその他防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

第17 災害廃棄物対策

担当 都市建設班

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、太田市外三町広域清掃組合にて、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

- (2) 町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について災害廃棄物処理計画に基づき処理を行うものとする。
- (3) 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

第18 罹災証明書の発行体制の整備

担当 財務班

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、県が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会等に参加するものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第3節 住民等の防災活動の促進

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、住民経済班、教育班

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

特に災害発生時には行政が本格的に対応を行うまでの間に、ある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、行政が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、町は、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1 防災思想の普及

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、教育班

1 広報担当者

防災知識の普及については、長公室、安全安心課が行うものとする。

2 普及及び広報の方法

防災知識の普及及び広報は、おおむね次の媒体の利用等により行うものとする。

- (1) 広報紙、広報資料(パンフレットの配布、ポスターの掲示等)
- (2) 防災ビデオ、スライド等の貸出
- (3) 広報車による町内巡回
- (4) 災害写真の展示等
- (5) 講習会、展示会、映画会等の開催
- (6) 防災週間に合わせての防災訓練の実施
- (7) 消防団員による巡回指導
- (8) 自主防災組織による広報活動

3 普及及び広報の内容

防災知識の普及及び広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 大泉町地域防災計画の周知

町は、地域防災計画に基づいてその概要の周知を行うものとする。

- (2) 災害予防の概要

各世帯における防災知識の普及と予想される災害現象等について、関係機関及び各世

帯まで徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の心得

災害が発生し、また発生しようとしたときにおいて、各世帯で特に承知し、又は準備しておく次の事項について徹底するよう努めるものとする。

- ア 気象注意報・警報等の種別とその対策
- イ 避難する場合の携行品
- ウ 避難予定場所と経路等
- エ 災害時に家庭で準備すべきもの
- オ 被災世帯の心得ておくべき事項

(4) 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるようマニュアルを作成・配布し、研修会、講習会等を実施するものとする。

- ア 災害に対する基礎知識
- イ 大泉町地域防災計画の内容の周知
- ウ 実施すべき災害時の応急対策の内容
- エ 災害用備蓄資器材使用方法の周知
- オ 災害時における個人の具体的役割と行動

(5) 住民に対する防災知識の普及

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは、町に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するためには、住民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの命は自らで守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。

このため、町は、次に掲げる事項について防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。

- (1) 風水害及び雪害の危険性
- (2) 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- (3) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- (4) 早期避難の重要性
- (5) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- (6) 家庭防災会議の開催
 - 災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。
 - ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児等避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)
 - イ 家族間の連絡方法
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所及び安全な避難路の確認
(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合

は屋内に留まることも考える)

- エ 非常持出し品のチェック
 - オ 自動車へのこまめな満タン給油
 - カ 高齢者、障害者、乳幼児等避難行動要支援者の避難方法
 - キ 気象情報、避難指示等の入手方法
 - ク 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ケ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (7) 非常持出し品の準備
- ア 「最低3日分、推奨1週間」の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
 - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等)
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
 - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
 - キ 感染症対策品(マスク、消毒液、体温計等)
- (8) 避難時の留意事項
- ア 崖や川べりに近づかない。
 - イ 避難方法
徒歩で避難する。
携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
山ざわや急傾斜地域では、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
 - ウ 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - エ 避難協力
自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- (9) 正しい情報の入手
- ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - イ 町、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (10) 電話に関する留意事項
- ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

(6) 理解しやすい防災情報の提供

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(7) 学校教育による防災知識の普及

ア 町は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

イ 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(8) 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(9) 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

(10) 防災訓練の実施指導

町及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(11) 避難行動要支援者等への配慮

防災知識等の普及にあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者及び要言語支援外国人等にも配慮し、次の事項について実施に努めるものとする。

ア 外国語パンフレット等の作成、配布

イ 障害者、高齢者の日常生活用具の確保

ウ 介護者の確保及び役割の確認

エ 防災訓練、避難訓練等の積極的な参加の呼びかけ

(12) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

(13) 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第2 住民、事業所の防災活動の環境整備

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を

身に付け、さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努め、家庭、地域、職場等、町を挙げて防災活動を推進するものとする。

また、町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立するものとする。

1 住民の果たすべき役割

住民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで、可能な防災対策を着実に実施するものとする。

区 分	実 施 事 項
平常時から実施する事項	① 防災に関する知識の習得 ② 家族間での防災の話し合い ③ 災害時の指定緊急避難場所・指定避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認 ④ 対震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入 ⑤ 家屋の補強等 ⑥ 家具その他落下倒壊危険物の対策 ⑦ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日間備蓄の励行） ⑧ 非常持ち出し物資の準備・点検
災害発生時に実施する事項	平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。 ① 正確な情報把握 ② 火災予防措置 ③ 適切な避難 ④ 自動車運転の自粛
災害発生後に実施が必要となる事項	① 出火防止及び初期消火 ② 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 ③ 秩序ある避難生活 ④ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織、消防団、水防団、防災士の育成強化

（1）自主防災組織の育成強化

地域における防災対策は、自治会を単位に、「自分たちの町は、自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

ア 自主防災組織の主な活動内容

平常時の活動	災害時の応急活動
① 防災知識の普及	① 情報の収集及び伝達
② 火気使用設備器具等の点検	② 出火防止及び初期消火
③ 防災に必要な物資及び資器材の備蓄	③ 要配慮者をはじめとする住民の避難・誘導
④ 防災訓練の実施	④ 被災者の救護・救出その他の救助
⑤ 応急手当等の習得	⑤ 給食及び給水 等

イ 自主防災組織の育成・指導

町は、町内の自主防災組織の育成・指導に努めるとともに、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資器材の整備等の助成に努めるとともに自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(3) 消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(4) 水防団、水防協力団体の育成強化

町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自主防災組織等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(5) 防災士の育成強化

町は、地域防災力向上のため、防災士の育成強化を図るものとする。

3 事業所等防災の促進

事業所等は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県及び市町村が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。
 - ア 従業員の防災教育
 - イ 情報収集伝達体制の確立
 - ウ 災害予防対策
 - エ 避難体制の確立
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 応急救護体制の確立
 - キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。
- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町で行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ町と協定を締結するなど、平時から町との連携に努める。

また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (5) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (6) 町及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るものとする。

また、町は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (7) 町は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (8) 洪水浸水想定区域に位置し、大泉町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配

慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画は町に報告するものとする。

- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (10) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (11) 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定に努めるものとする。

第3 ボランティア活動の環境整備の促進

担当 健康福祉班

町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

1 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努めるものとする。

2 ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、町社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進するものとする。

3 災害ボランティアセンター設置団体との連携

町は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、町は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

4 各領域における専門ボランティアとの連携

町の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立するものとする。

とする。

5 行政・NPO・ボランティア等の三者連携強化

町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

6 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

担当 防災総括班、住民経済班

1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、当該地区と町で連携して防災活動を行うこととする。

2 地区防災計画

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

3 個別避難計画と地区防災計画の整合性

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4節 要配慮者等の安全確保

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、都市建設班、教育班、消防班

要配慮者及び言語支援が必要な外国人等(以下「要言語支援外国人等」という。)の災害時における安全確保を図るため、町は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者等と、平素から連携して地域における要配慮者支援体制の確立に努めるものとする。

<用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、具体的には次のいずれかに該当する者とする。

- ・介護保険における要介護者：要介護3以上の者
- ・身体障害者：身体障害者手帳1・2級の者
- ・知的障害者：療育手帳Aの者
- ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ・その他：一人暮らし高齢者(70歳以上)、高齢者のみ世帯の者
- ・上記以外の者で、災害時に自力で避難することが困難な者

1 町の措置

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

ア 町は、内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 町は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。

(ア) 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。

(イ) 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。

(ウ) 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。

(エ) 民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。

(オ) 福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集により把握する。

エ 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

オ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供及び緊急連絡体制の整備

ア 町は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等を定める。これらの関係者に対し、避難行動支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

イ 町は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図るものとする。

また、町、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努めるものとする。

(3) 避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組むものとする。

避難行動要支援者等の避難支援体制の整備を的確に進めるため、必要に応じて町役場内に横断的組織として「要配慮者支援班」を設けるものとする。

ア 避難指示等の伝達体制の整備

町長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達で

きる手段・方法を事前に定めておく。

また、避難指示等を発令する判断基準を明確化するものとし、判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

イ 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

また、避難行動要支援者自身も、平時に自宅から避難場所まで、実際に避難支援者とともに移動してみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、洪水初期の浸水が予想される危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

ウ 緊急避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

エ 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努めるものとする。

オ 福祉避難所の指定・整備

町は、要配慮者が必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努めるものとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プランの策定を通して、その所在や避難方法を、要配慮者を含む地域住民に対して周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

カ 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

(4) 防災知識の普及・啓発等

町は、一人暮らしの高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災訓練への参加を呼びかけるものとする。

(5) 地域住民による救出・救護体制の確立

ア 緊急通報体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者等に対し、緊急時でも対応できるよう通報装置を貸し出し、消防署や協力員等に連絡できる体制をつくるサービスの整備・拡充を促進するものとする。

イ 住民相互の連携

大規模災害時には、道路不通等により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、一人暮らしの高齢者等要配慮者に対し、自治会、自主防災組織等を中心とした住民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制を確立していくことが重要である。

このため、町は、より一層防災知識の普及、啓発に努め、住民全体で災害に取り組む土壌の育成に努め、自治会長を中心とした自主防災組織の育成に努めるものとする。

(6) 要言語支援外国人等の安全確保

町は、防災知識の普及計画、防災訓練計画、火災予防計画、避難計画等の災害予防計画に基づき、住民に対する災害予防のための広報、指導等を行う場合には、町内における外国人等の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、町内要言語支援外国人等に対し、次の事項について必要な防災情報の広報、指導等が行われるよう十分に留意するものとする。

- ア 防災知識の普及
- イ 防災訓練への参加
- ウ 出火防止、初期消火の指導、知識の普及等
- エ 避難所の周知
- オ その他必要と思われる事項

(7) 環境整備

町は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努めるものとする。

(8) 人材の確保

町は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めるものとする。

2 要配慮者利用施設における安全確保

(1) 施設の安全性の強化

施設の管理者は、定期的に防災設備の点検を実施するなどにより、施設の安全性の維持、強化を図るものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 防災体制の整備

施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水等)の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備

- オ 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織等との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(3) 町の支援

町は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

- ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水等)に関する情報の提供
- イ 防災気象情報の提供
- ウ 避難指示等の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供
- エ 要配慮者利用施設に対する避難指示等の伝達体制の整備
- オ 緊急時における町と要配慮者利用施設との連絡体制の整備
- カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織等の協力を含む。)
- キ 要配慮者利用施設における防災教育への協力

(4) 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の防災体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織等の協力を含む。)
- ウ 避難行動要支援者に対する防災教育への協力

4 防災と福祉の連携

町は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第4章 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県が、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1節 災害発生直前の対策

担当 防災総括班、消防班

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1 警報等の伝達

担当 防災総括班、消防班

気象業務法(昭和27年法律第165号)等関係法令に基づき発表される特別警報・警報・注意報並びに地震情報等の町への迅速かつ正確な通報・伝達体制等は、本計画の定めるところによるものとする。また、町及び前橋地方気象台は、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、発表・伝達するものとする。

1 伝達体制の整備

(1) 体制の整備

町長は、特別警報・警報・注意報等の受信、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、町内における体制を常時整備しておくものとする。

(2) 伝達責任者

町は、特別警報・警報・注意報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、総務部長を伝達責任者に定めるものとする。

ア 勤務時間中においては、伝達責任者として総務部長が必要に応じて町長に連絡するものとする。

イ 勤務時間外、休日においては、特別警報・警報等を受領した日直者等が総務部長に直ちに報告し、総務部長は町長に連絡するものとする。

2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 気象等特別警報・警報・注意報の種類及び概要

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・ 注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難

	行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(注)

- ① 大泉町は急傾斜地などの土砂災害が発生する箇所がないことから、大雨特別警報（土砂災害）及び大雨警報（土砂災害）は発表されない。ただし、大雨特別警報（浸水害）及び大雨警報（浸水害）は発表される。
- ② 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
- ③ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

（2） 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。大泉町は「伊勢崎・太田地域」に含まれる。

資料編 ○大泉町の特別警報・警報・注意報発表基準一覧表
○群馬県の天気予報及び注意報・警報の発表区域覧

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

本編第2章第4節第3「大雨・洪水警報等を補足する情報」を準用する。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に気象庁予報部もしくは前橋地方気象台が発表する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表する。なお、大泉町は急傾斜地などの土砂災害が発生する箇所がないことから土砂災害警戒情報は発表されない。

イ 記録的短時間大雨情報

町が警戒レベル4相当の状況になっており、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として、気象庁が発表する。(1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合)

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている間に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) 消防法に基づく火災気象通報

ア 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県危機管理課に通報するものとする。

イ 火災気象通報を行う場合の基準は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。

(ア) 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下になる見込みのとき(乾燥注意報の発表基準と同じ。)。

(イ) 平均風速が13m/s以上吹く見込みのとき(強風注意報の発表基準と同じ。なお、

降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは、通報しないことがある。）。

ウ 火災気象通報は、注意報・警報の発表区域に従い、市町村単位での通報とする。

(7) 水防警報の種類及び発表基準

本編第2章第4節第6「河川に関する水防警報」を準用する。

(8) 洪水予報河川(国の機関が行う洪水予報)

本編第2章第4節第5「洪水予報河川における洪水予報」を準用する。

(9) 水防活動に関する警報・注意報

本編第2章第4節第1「気象庁が行う予報及び警報」を準用する。

(10) 災害時気象支援資料

前橋地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

3 気象注意報・警報等の通報伝達系統

(1) 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等の通報伝達

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段図は本編第2章第4節第4「気象警報・注意報の伝達系統」を参照する。

(2) 町における措置

町長は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁等通報を受けたとき又は自ら知ったときは、次の措置等その対策を速やかに実施するものとする。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するものとする。

ア 県出先機関等と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期するものとする。

イ 県危機管理課から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、その地域の条件を考慮のうえ火災警報を発令するものとする。

ウ 警報等を住民及び関係者に徹底するにあたり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告するものとする。

エ 警報等を住民及び関係者に周知するに当たっては、おおむね次の方法等により速やかに行うものとする。その際、高齢者、障害者等避難行動要支援者及び要言語支援外国人等に確実に伝達するよう配慮するものとする。

(ア) 広報車等による広報

(イ) サイレン、警鐘による方法

(ウ) 伝達組織等を通じた方法

(エ) メール配信による方法

(3) 勤務時間外における通報伝達

勤務時間外に通報伝達される警報、地震情報及び火災気象通報等の通報伝達は、本編第4章第3節第4「職員の非常参集」の定めるところによる。

(4) 住民等に対する気象情報の周知

ア 放送機関は、前橋地方気象台から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、放送を通

じて住民等に周知するものとする。特に、警報については、速やかに周知するよう努めるものとする。

イ 町は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、町が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、町は直ちに住民等に周知するものとする。

4 異常現象発見時の措置

災害対策基本法に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、次により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

(3) 町長の通報

前記(1)及び(2)等により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

ア 前橋地方気象台

イ 県危機管理課、館林行政県税事務所その他異常現象に関係のある県関係機関

ウ 必要に応じ異常現象に関係のある隣接市町村

(4) 通報を要する異常現象

ア 著しく異常な気象現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ 火山現象

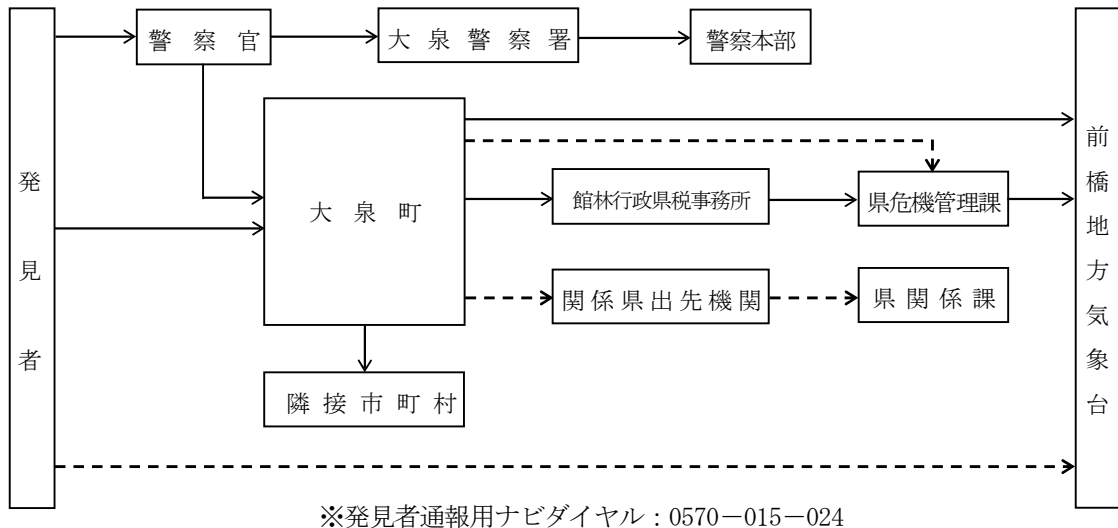
噴火、鳴動、降灰、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧水の異常変化等

ウ 地震

頻発地震(数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震)

(5) 異常現象の通報系統

通報系統は、次のとおりである



第2 避難誘導

担当 防災総括班、消防班

避難情報に関するガイドライン（内閣府）に鑑み、避難誘導に係る計画を次のとおりに定めるものとする。

緊急時に際し、危険区域にある住民を安全区域に避難させるため、町は適切な避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達すること及び対象地域の適切な設定等に留意し、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努め、必要により指定緊急避難場所・指定避難所を開設し、管理運営にあたるものとする。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 避難指示等

（1）避難指示等の基準

避難指示等の基準は、下表のとおりである。

判断にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」を基に、災害が予想される現場からの巡視報告や今後の気象予想等を考慮した上で、また、避難経路等の状況から妥当性を検討し、総合的に判断するものとする。

町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

避難指示等	発 令 基 準
高齢者等避難	1 水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇が予想される場合。 2 町に大雨洪水警報が発表された場合。 3 河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合。
避難指示	1 水位観測所の水位が避難判断水位に達し、水位の上昇が予想される場合。 2 河川管理施設等(堤防)の異常を確認した場合。 3 水位が護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合。
緊急安全確保	1 災害が発生又は切迫している状況。 2 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合。 3 河川管理施設等の大規模な異常(堤防の決壊や越水)を確認し、住家等に被害を及ぼす可能性が大きい場合。 4 河川の水位が護岸に達し、さらに水位の上昇が予想される場合。 5 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。

(2) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。障害者等要配慮者及び要言語支援外国人等に配慮した簡潔にして要領を得た指示を行うものとする。

- ア 避難対象地域名
- イ 避難先(緊急安全確保含む)及び避難経路
- ウ 避難を必要とする理由
- エ 避難時の服装、携行品
- オ その他必要事項(災害危険箇所の存在等)

(3) 周知方法

避難指示等を発令した場合は、おおむね次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図るものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ア 防災行政無線による伝達

防災行政無線を放送して伝達、周知する。
- イ 広報車による伝達

町所有の広報車又は必要により消防機関の広報車や警察のパトカーの出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。

ウ 警鐘、サイレンによる伝達

警鐘、サイレンを鳴らして伝達、周知する。

エ 自治会長(又は自主防災組織の会長)による伝達

当該区域の自治会長(又は自主防災組織の会長)を通じて住民に伝達、周知する。

オ 使走による戸別訪問

その他前記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風の場合には、使走の派遣又は警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知する。

カ メール配信による伝達

町のメール配信により文字情報としてメールを配信し、伝達、周知する。

キ 電話配信サービス

災害などの緊急情報(台風発生時の避難指示等)を自動音声通話により一斉に電話配信する。

(4) 避難指示等の周知

避難指示等を発令した場合には、当該地域の住民等と同様に関係機関に通知又は連絡するものとする。

ア 県危機管理課への報告

避難指示等を発令した場合には、館林行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接県危機管理課に連絡するものとする。

イ 避難所管理職員及び施設管理者への連絡

避難所として指定している学校等の施設の避難所管理職員及び施設管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求めるものとする。

ウ 警察、消防機関等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに協力を求めるものとする。

エ 近隣市町村への連絡

災害の状況により、避難者が近隣市町村内へ避難する場合もあるため、近隣市町村にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

(5) 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難の方法

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮するものとする。

ア 避難誘導は、町職員のほか、警察官、消防団員、自治会長(又は自主防災組織の会長)等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。

また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努めるもの

とする。

ウ 避難立退きにあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者を優先して行うものとする。

エ 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障害者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うものとする。

オ 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は次の表のとおりである。

避難指示等	警戒レベル	立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動
高齢者等避難	警戒レベル3	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	警戒レベル4	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
緊急安全確保	警戒レベル5	●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 避難時の留意事項

避難にあたり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

ア 戸締り、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。

イ 携行品は必要最小限度のものにすること。

ウ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

エ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。

(3) 避難終了後の確認

ア 避難指示等を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

イ 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、

人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとるものとする。

3 警戒区域の設定

(1) 町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 知事による代行措置

県の地域に係る災害が発生した場合において、当該地域の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、災害対策基本法第73条第1項の規定に基づき警戒区域の設定権により、実施すべき応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施するものとする。

(5) 町から関係機関への連絡

町は警戒区域を設定したときは、速やかに館林行政県税事務所、大泉警察署、大泉消防署等関係機関に連絡するものとする。

警戒区域の県への連絡は館林行政県税事務所を経由して県危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接県危機管理課に連絡するものとする。

4 災害未然防止活動

(1) 被災者への物資支援の充実

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

(3) 堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、その他の堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

第2節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 災害情報の収集・連絡

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

町は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。その際、次のことに留意するものとする。

- ・ 情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。
- ・ 情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないため、報告する際は、情報源を示して報告するものとする。
- ・ 災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告するものとする。

1 被害報告等取扱責任者

町長は、総務部長を被害報告取扱責任者とし、関係機関へ被害報告等を迅速かつ的確に処理させるものとする。

2 災害情報の収集

町は、その地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。特に、安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

3 被害等の調査

(1) 調査方法

ア 被害状況等の調査は、次のとおり関係機関及び団体の協力、応援を得て実施するものとする。

被害調査事項	協力応援機関・団体
人的被害	大泉警察署、大泉消防署、大泉町消防団
住家等一般被害	自主防災組織、大泉消防署、大泉町消防団
医療関係被害	館林市邑楽郡医師会
防疫、衛生関係被害	館林保健福祉事務所
農業関係被害	邑楽館林農業協同組合、東部農業事務所
商工業関係被害	大泉町商工会
土木施設関係被害	大泉町建設業者、館林土木事務所
上下水道施設関係被害	大泉町指定給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店、群馬東部水道企業団
町有財産関係被害	各施設の長
社会福祉関係被害	各施設の長
教育施設等関係被害	各施設の長、東部教育事務所
火災・災害情報	大泉消防署、大泉町消防団

イ 自治会長(又は自主防災組織の会長)又は消防団の各分団長は、当該地区の被害状況を地域住民の協力を得て迅速かつ的確に把握し、町本部に報告するものとする。

ウ 本町は、大泉郵便局との「災害時における大泉町、大泉郵便局間の協力に関する覚書」に基づき、郵便局員から町内の被災状況等の情報を収集するものとする。

エ 前記アからウまで等により収集した被害情報は総務部長に集約し、総務部長は町長に報告するものとする。

資料編 ○災害時における大泉町、大泉郵便局間の協力に関する覚書

(2) 調査上の留意点

ア 被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

イ 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等、的確を期すること。

4 報告の種別

町長は、町内の被害状況等について、次により報告するものとする。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、

被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、館林行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を町に派遣し、町からの連絡に遺漏がないよう配慮する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

異常現象発見者からの通報等により災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により館林行政県税事務所長あて、電話等により速やかに通報するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告するものとする。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。

なお、報告の頻度は、次による。

a 第1報は、被害状況を確認次第報告

b 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

c 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

(ウ) 災害確定報告

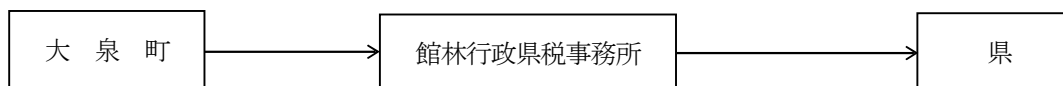
応急対策が終了した後10日以内に、「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により館林行政県税事務所長あて、文書で報告するものとする。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

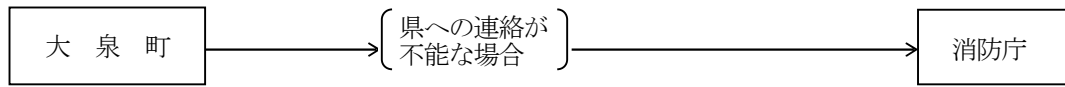
町は、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡するものとする。

(3) 被害報告系統

ア 県への被害報告は、通常は次のとおりである。

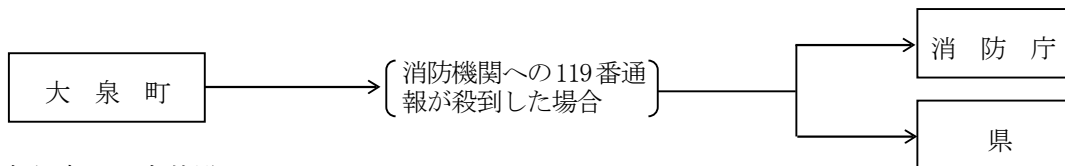


- イ 被災等により県に報告することができない場合には、直接消防庁に報告する。
 なお、この場合、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。



消防庁(応急対策室) 電話 03—5253—7527、FAX 03—5253—7537
 (宿直室) 電話 03—5253—7777、FAX 03—5253—7553

- ウ 消防機関への 119 番通報が殺到した場合には、直ちに消防庁及び県に報告する。



5 被害程度の認定基準

前記3「報告の種別」により、報告するにあたっての「被害程度の認定基準」は、別表のとおりである。

別表

〈被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)〉

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物をいう。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設をいう。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道及び簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員をいう。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
 - (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
 - (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
 - (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
 - (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
 - (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
 - (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
 - (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
 - (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
 - (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- 7 備考
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第2 通信手段の確保

本編第2章第7節「通信連絡」を準用する。

第3節 活動体制の確立

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

町は、災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、県その他関係機関と連携の上、応急対策の活動体制を迅速に確立する。

第1 災害対策本部の設置

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

1 大泉町災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、町長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、大泉町災害対策本部を設置するものとする。

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

(ア) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される見込みがあるとき。

(イ) 次の場合で町長が必要と認めたとき。

- a 気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合
- b 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響から見て、その対応について町長による指揮が望ましい場合

イ 廃止基準

災害のおそれがなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、大泉町役場内に設置する。なお、役場が被災するか、又はそのおそれのある場合は、「保健福祉総合センター」に本部を設置するとともに、速やかにその

旨を防災関係機関に連絡するものとする。

資料編 ○ 防災中枢機能等一覧

2 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することは困難である。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断するものとする。

① 通信手段の確保	⇒	防災総括班、財務班、会計班
② 被害情報の収集、連絡	⇒	防災総括班、財務班、会計班
③ 負傷者の救出・救護体制の確立	⇒	健康福祉班、消防班
④ 医療活動体制の確立	⇒	健康福祉班
⑤ 交通確保・緊急輸送活動の確立	⇒	都市建設班
⑥ 避難収容活動	⇒	健康福祉班、消防班
⑦ 食料、飲料水、生活必需品の供給	⇒	住民経済班、都市建設班
⑧ ライフラインの応急復旧	⇒	都市建設班、水道、電気、ガス、電気通信各事業者
⑨ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施	⇒	健康福祉班、都市建設班
⑩ 社会秩序の維持	⇒	大泉警察署、消防班
⑪ 公共施設・設備の応急復旧	⇒	財務班、都市建設班
⑫ 災害広報活動(随時)	⇒	防災総括班
⑬ ボランティアの受入れ(随時)	⇒	健康福祉班
⑭ 二次災害の防止(随時)	⇒	都市建設班

第2 災害対策本部の組織

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

1 災害対策本部の組織編成

大泉町災害対策本部の組織は別表1、事務分掌は別表2のとおりとする。

2 本部室

本部室は、災害応急対策に関する方針その他重要事項を掌る。

3 本部連絡員

- (1) 本部長が必要に応じ指名する者を若干名配備する。
- (2) 本部連絡員は、本部長の命を受けて、各班相互の連絡及び情報収集の事務を担当する。

4 本部長の職務代理者の決定

町長が災害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次の順位によるものとする。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長

5 本部の標識の掲示

本部を設置した場合は、町役場正面玄関に「大泉町災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

6 現地災害対策本部

次のいずれかに該当する場合に、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策活動を行うものとする。

- (1) 災害地が本部から遠隔の場合
- (2) 本部長より設置を指示された場合

資料編 ○大泉町災害対策本部条例

7 関係機関への通報

本部を設置又は廃止したときは、速やかに次表に掲げる機関にその旨を通報するものとする。

通報又は公表先	通報担当 部・課	通報又は公表方法
庁内各課	総務部	庁内放送、電話、口頭その他迅速な方法
出先機関	各主管課	電話、FAX、口頭その他迅速な方法
県危機管理課及び 館林行政県税事務所	総務部	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
大泉消防署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
大泉警察署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
指定地方行政機関、指定公共 機関及び指定地方公共機関	〃	〃
隣接市町、公共的団体	〃	〃
一般住民	〃	広報車、電話、口頭(自主防災組織を通じ住民に)、メール等
報道機関	〃	電話、FAX、文書、口頭

別表1 災害対策本部の組織

本 部 室		班	課
本部長	町長	防災総括班	長公室、総務課、安全安心課、議会事務局
副本部長	副町長 教育長	企画班	企画戦略課、新庁舎建設室、情報政策課、多文化協働課
本部員	総務部長 企画部長 財務部長 健康福祉部長 住民経済部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 太田市消防本部消防長	財務班	財政課、契約管財課、税務課、収納課、監査委員事務局
		健康福祉班	福祉課、高齢介護課、健康づくり課
		住民経済班	住民課、国民健康保険課、経済振興課、農業振興課、農業委員会事務局
		都市建設班	都市整備課、土木管理課、公園下水道課、環境整備課
		会計班	会計課
		教育班	教育管理課、教育指導課、こども課、生涯学習課
		消防班	大泉消防署、消防団
本部連絡員	本部長が指名する者		

別表2 災害対策本部事務分掌

(副班長は課長)

班	課	分 掌 事 務
防災総括班 班長 総務部長	長公室 総務課 安全安心課 議会事務局	1 災害対策の本部に関すること。 2 本部の総括に関すること。 3 本部員の指示又は指令等に関すること。 4 動員及び各班への増員派遣に関すること。 5 気象情報及び気象予警報の収集伝達に関すること。 6 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 7 災害に関する情報収集及び被害状況の整理に関すること。 8 避難指示等の発令及び伝達に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 10 電力、電話の復旧要請に関すること。 11 交通指導員その他関係機関との連絡調整に関すること。 12 自主防災組織との連絡調整に関すること。 13 防災ヘリコプター活用計画の作成に関すること。 14 被害の発表報道等広報に関すること。 15 被害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること。 16 受援に係る調整に関すること。 17 その他いずれの班にも属さないこと。
企画班 班長 企画部長	企画戦略課 新庁舎建設室 情報政策課 多文化協働課	1 災害関係の町民相談に関すること。 2 相談所の開設に関すること。 3 外国人に対する情報提供に関すること。 4 外国人に対する生活相談に関すること。

風水害等対策編 第4章 災害応急対策

		5 外国人との渉外(大使館、外国救援団体等)に関すること。 6 受援に係る調整の協力に関すること。
財務班 班長 財務部長	財政課 契約管財課 税務課 収納課 監査委員事務局	1 電話交換業務に関すること。 2 災害応急措置資材の確保及び検査に関すること。 3 ガソリン等の燃料確保に関すること。 4 町有自動車の配車及び運行計画に関すること。 5 民間輸送車両の確保に関すること。 6 災害応急措置関係予算に関すること。 7 町有財産の被害調査に関すること。 8 罹災(被災)証明書の交付に関すること。 9 町税の徴収猶予及び減免に関すること。 10 防災総括班への協力に関すること。
健康福祉班 班長 健康福祉部長	福祉課 高齢介護課 健康づくり課	1 社会福祉施設災害情報の収集に関すること。 2 救援物資の保管、受払い、配分計画及び給付に関すること。 3 災害義援金品の募集配分に関すること。 4 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営、管理に関すること。 5 広域避難者の受入れに関すること。 6 世帯更生資金の貸付けに関すること。 7 要配慮者に係る災害情報の収集に関すること。 8 要配慮者の救護に関すること。 9 ボランティア活動の支援、推進に関すること。 10 保健医療施設災害情報の収集に関すること。 11 被災者の医療、救護、助産に関すること。 12 救護所の設置管理、負傷者の収容に関すること。 13 医療関係者の動員及び救護班の編成に関すること。 14 救急薬品及び救護資材の調達、確保に関すること。 15 感染症の予防に関すること。
住民経済班 班長 住民経済部長	住民課 国民健康保険課 経済振興課 農業振興課 農業委員会事務局	1 行方不明者の相談窓口に関すること。 2 被災者の実態調査に関すること。 3 商工関係災害情報の収集に関すること。 4 生活必需品関係業者との連絡に関すること。 5 農業関係災害情報の収集に関すること。 6 被災農家の営農対策に関すること。 7 被害農作物の技術指導に関すること。 8 災害時における種苗、生産資材、肥料の対策に関すること。 9 食料の調達及び供給に関すること。 10 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営、管理の協力に関すること。
都市建設班 班長 都市建設部長	都市整備課 土木管理課 公園下水道課 環境整備課	1 土木関係災害情報の収集に関すること。 2 道路、河川及び水路の状況把握及び応急措置に関すること。 3 道路、橋りょう及び河川の復旧に関すること。 4 被災地における道路交通の指示及び制限に関すること。 5 公営住宅関係災害情報の収集に関すること。 6 罹災(被災)証明書交付に係る調査に関すること。 7 建設業者との連絡調整に関すること。 8 応急仮設住宅の建設に関すること。 9 被害住宅の応急修理に関すること。 10 建物の応急危険度判定調査に関すること。 11 都市計画関係災害情報の収集に関すること。

風水害等対策編 第4章 災害応急対策

		12 都市計画事業施行区域内の応急修理及び復旧に関する事。 13 公園緑地関係災害情報の収集に関する事。 14 公園緑地等災害対策に関する事。 15 開発関係災害情報の収集に関する事。 16 応急仮設住宅敷地の確保に関する事。 17 区画整理関係災害情報の収集に関する事。 18 区画整理施行区域内の応急処理及び復旧に関する事。 19 宅地の応急危険度判定調査に関する事。 20 上水道施設関係災害情報の収集に関する事。 21 関係機関との連絡に関する事。 22 応急給水に関する事。 23 水道施設の応急復旧に関する事。 24 下水道施設関係災害情報の収集に関する事。 25 下水道施設の応急復旧に関する事。 26 指定工事事業者(給水装置工事・下水道排水設備工事)との連絡に関する事。 27 被災地の公害対策に関する事。 28 ごみ、し尿の処理に関する事。 29 遺体の収容、埋葬に関する事。 30 被災地の死亡獣畜の処理に関する事。 31 放射線対策等に関する事。 32 仮設トイレの設置に関する事。
会計班 班長 会計管理者	会計課	1 応急対策購入物品の出納に関する事。 2 防災総括班への協力に関する事。
教育班 班長 教育部長	教育管理課 教育指導課 こども課 生涯学習課	1 教育関係災害情報の収集に関する事。 2 関係機関との連絡に関する事。 3 学校その他教育施設の応急に関する事。 4 教育義援金品の受付、配分に関する事。 5 児童生徒の避難等の指導に関する事。 6 被災児童生徒の応急教育に関する事。 7 教科書、学用品等の確保に関する事。 8 社会教育施設の被害の応急措置に関する事。 9 社会教育関係団体等の協力に関する事。 10 体育施設、文化施設関係災害情報の収集に関する事。 11 体育施設、文化施設の応急措置に関する事。 12 被災文化財の情報収集に関する事。 13 被災文化財の応急措置に関する事。 14 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営、管理の協力に関する事。
消防班 班長 太田市消防 本部消防長	大泉消防署 消防団	1 河川情報の収集及びその他水害予防に関する事。 2 火災の予防、鎮圧、警戒、速報に関する事。 3 人命、財産の保護に関する事。 4 行方不明者、遺体の捜索に関する事。 5 避難誘導に関する事。

第3 災害警戒本部等の設置

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班
--

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係部長と協議の上必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 県内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部相互の緊密な連絡・調整が必要な場合
- (2) 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部相互の緊密な連絡・調整が必要な場合

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は総務部長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

3 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

町長は、必要に応じ、大泉町水防計画の定めるところにより水防本部を設置するものとする。

なお、水防本部は、大泉町地域防災計画に定める災害対策本部を設置した場合は、廃止するものとする。

第4 職員の非常参集

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班
--

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

1 町における職員の非常参集

(1) 動員の決定

ア 町長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

イ 総務部長は、災害警戒本部を設置したときは、次表に掲げる「初期動員」の配備体制をとり、災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とするものとする。

配備	状況	配備体制	配備要員
初期動員	警報等が発令され、災害発生のおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。	- 災害警戒本部を設置し、情報収集・連絡活動を円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。 - 避難所開設の必要がある場合は、開設の体制を整える。	- 課長以上の職員 - 安全安心課・土木管理課の職員
1号動員	かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	災害対策本部を設置し、各班の必要人員を持って被害に対処し得る体制とする。	- 課長以上の職員 - 長公室・安全安心課・多文化協働課・福祉課・高齢介護課・土木管理課の職員
2号動員	- 相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 - 被害の規模等から見て1号動員では要員が不足するとき。	災害対策本部を設置し、各班のほぼ半数の配備により相当規模の被害に対処し得る体制とする。	係長以上の職員・総務部・多文化協働課・福祉課・高齢介護課・土木管理課の職員
3号動員	- 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 - 被害の規模等から見て町の総力を挙げて対応する必要があるとき。	災害対策本部を設置し、全職員を挙げて大規模な災害に対処し得る体制とする。	全職員

2 本部職員の動員伝達

(1) 勤務時間中における動員伝達

本部長の決定に基づき、本部連絡員を通して配備要員に伝達するとともに、在庁時にあつては庁内放送を通じて庁内各班に伝達するものとする。また、総務部長は、消防団長に伝達するものとする。



(2) 勤務時間外・休日等における動員伝達

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、勤務時間外の連絡体制の強化に努めるものとする。

ア 当直者は、配備基準に該当する気象予警報等が防災関係機関から通知され、又は住民から災害発生の通報等があった場合は、直ちに総務部長に連絡するものとする。

イ 総務部長は、直ちに状況を町長に連絡するとともに、副町長及び教育長にも連絡するものとする。

ウ 町長は、配備体制を敷く必要があると判断した場合には、災害に応じた配備体制を総

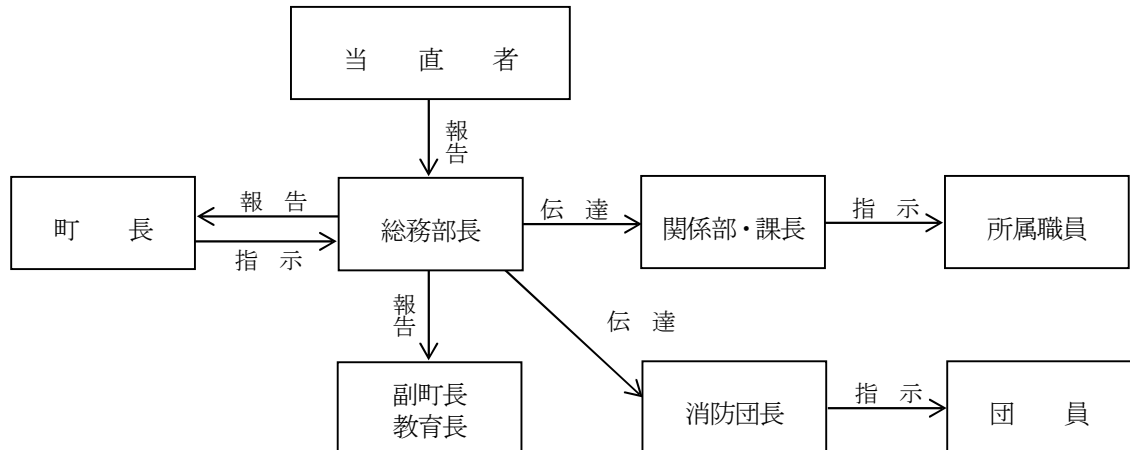
務部長に指示するものとする。

エ 指示を受けた総務部長は関係部課長に、関係部課長は所属職員に速やかに伝達する。

また、総務部長は、消防団長にも伝達するものとする。

オ 連絡を受けた職員は、指示に基づき以後の状況の推移に注意し、自宅待機あるいは速やかに登庁するものとする。

カ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上司に連絡し、あるいは直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。



3 職員の動員

(1) 動員伝達方法

動員の伝達方法は、一般加入電話(携帯電話等を含む。)、電子メール等により行う。

(2) 登庁場所

ア 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。

イ 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、最寄りの避難所に指定されている公共施設等に参加し、避難所管理責任者及び当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

(3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用を配慮するものとする。

(4) 登庁時の留意事項

ア 登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告するものとする。

イ 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の参集状況を取りまとめ、防災総括班に報告するものとする。

(5) 登庁の免除等

ア 災害により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自

らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも参集することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

4 職員等の応援

(1) 役場内での調整

ア 各班長は、参集職員が不足し、災害応急対策の実施に支障が生じると判断した場合は、防災総括班に必要な要員数を連絡するものとする。

イ 防災総括班は、他班の職員参集状況を把握、調整し、緊急に実施すべき対策担当班から適正に人員を配置させるものとする。

(2) 他機関への応援要請

役場内では参集職員数が不足し、人員の調整ができない場合、また専門的な職種の人員が必要な場合は、町内関係団体に協力を依頼し、あるいは他市町村又は県に応援を要請するものとする。

第5 広域応援の要請等

担当 防災総括班

1 町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとし、応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条の規定に基づき、町長が他の市町村の長に対し応援を求めるものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、町長が知事に対し応援を求めるものとする。

2 消防機関が行う応援の要請

(1) 消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請するものとする。

(2) 消防機関は、他の都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事(県危機管理課)に要求するものとする。

3 町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、町長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、町長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、町長が知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。なお、町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を明示して、文書により行うものとする。(災害対策基本法施行令第16条)

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求めるものとする。

4 受援体制の確立

(1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。

(2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

5 応援協定に基づく要請

町は、県内外の市町村等と締結している応援協定に基づき、災害時の応援を要請するものとする。

6 災害派遣トイレネットワークプロジェクト

町は、災害用トイレトレーラーを所有する自治体がトイレトレーラーによる相互支援を行う、災害派遣トイレネットワークプロジェクトに基づき、被災地へのトイレトレーラー派遣及び本町が被災した際のトイレトレーラー受入れの体制構築に努めるものとする。

資料編 ○消防相互応援協定書(館林地区消防組合)
○災害応援協定書(太田市)
○群馬県防災航空隊応援協定
○「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書

第6 県防災ヘリコプターの要請

担当 防災総括班

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

1 実施責任者

防災航空センター(県防災ヘリコプター)の緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊応援協定」の定めるところにより、町長が実施するものとする。

2 防災航空センターの応援要請

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- (1) 町の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

資料編 ○群馬県防災航空隊応援協定

3 ヘリポート予定地の確保

災害時における町のヘリポート予定地は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○ヘリポート適地一覧

第7 自衛隊への災害派遣要請

担当 防災総括班

本編第2章第11節第5「自衛隊の派遣要請」を準用する。

第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

担当 都市建設班、住民経済班、消防班

風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1 浸水被害の拡大の防止

担当 都市建設班、住民経済班、消防班

- 1 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- 2 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。
- 3 農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

第2 風倒木による二次災害の防止

担当 都市建設班

町が管理する道路について、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

第3 雪害の拡大の防止

担当 都市建設班

- 1 町は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- 2 町及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する町が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を

構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

- 3 町は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を呼びかけるとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

第4 被災宅地の二次災害対策

担当 財務班、都市建設班

町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

第5 空家の二次災害対策

担当 財務班、都市建設班、教育班

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第5節 救助、救急及び医療活動

担当 防災総括班、財務班、健康推進班、消防班

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1 救助・救急活動

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、消防班

災害により被災した者に対し、町は、県、警察、消防機関、自衛隊、住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救助・救急活動を行うものとする。

1 実施責任者

被災者の救出は、原則として町長が行う。ただし、町のみでは対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは知事の補助機関として町長が行うものとする。

2 救出方法

- (1) 住民からの通報又は町職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、消防機関、警察等関係機関に連絡するものとする。
- (2) 救出活動は、町職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等により救出隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたるものとする。

3 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

4 安否不明者の絞り込み

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

県危機管理課は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

5 関係機関との協力

- (1) 救出活動を実施する場合は、大泉警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て万全を期するものとする。

- (2) 救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、大泉消防署、医療機関等と緊密な連絡をとるものとする。
- (3) 自衛隊は、知事(県危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。
- 6 人員、救出資機材等の確保
救出活動に必要な人員及び資機材は、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ、町長が必要に応じ関係各機関等に要請し、確保するものとする。
- 7 災害救助法による実施基準
災害救助法が適用された場合の、救出に係る対象者、費用の限度額、期間等は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。
- 8 惨事ストレス対策
救助・救急を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

資料編 ○災害救助基準

第2 医療・助産活動

担当 防災総括班、健康推進班

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

- 1 実施責任者
被災者に対する医療等の実施は町長が行うものとする。ただし、町のみでは対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。
- 2 対象者及び範囲
 - (1) 医療
 - ア 医療を受ける者
 - (ア) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者
 - (イ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。
 - イ 医療の範囲
 - (ア) 診療
 - (イ) 薬剤又は治療材料の支給
 - (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (エ) 病院又は診療所への収容
 - (オ) 看護

(2) 助産

ア 助産を受ける者

- (ア) 災害のため、助産の途を失った者
- (イ) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者

イ 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前、分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 医療、救護活動

(1) 救護班の編成

町は、町内医療機関の協力を得て救護班を編成して、迅速な医療等の活動を行う。

(2) 救護班の派遣要請

町長は、負傷者等が増大し、救護に不足を生じた場合は、日本赤十字社群馬県支部又は館林保健福祉事務所を経由し知事(医務課)へ救護班の派遣を申請するものとする。

(3) 傷病者の搬送

町は、傷病者を災害現場から医療機関へ搬送する。搬送については、あらかじめ次の計画を作成しておき、迅速な実施を図るものとする。

- ア 一般車両の通行規制等による緊急避難路の確保と緊急車両による搬送
- イ 救護所への搬送手段の確保
- ウ 搬送を支えるマンパワーとしての防災ボランティア等の活用
- エ ヘリコプターによる搬送体制の確立

(4) 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまで、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

(5) トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

(6) 災害拠点病院の指定

県医務課は災害時の医療活動の拠点病院として、基幹災害医療センターを1箇所(前橋赤十字病院)、二次医療圏に地域災害医療センターを2箇所(SUBARU健康保険組合太田記念病院、館林厚生病院)指定している。

多発外傷等災害時に多発する重篤救急患者など町内医療機関では対応が困難な患者については、速やかに災害医療センターに搬送する。この場合、必要によっては、県に県防災ヘリコプターの出動又は自衛隊の派遣を要請するものとする。

(7) 救護所の設置

町長は、大規模な災害により医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置し、応急医療を実施する。

救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じて、おおむね次の場所に設置する。救護所を設置したときは、広報車等により地域住民に周知するとともに、県に報告するものとする。

- ア 避難所
- イ 負傷者等の交通便利な場所
- ウ その他救護所設置に適した場所

(8) 医薬品、衛生材料の確保

医療機関の手持ち医薬品、衛生材料等により応急医療を行うものとするが、不足する場合には、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売共同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

(9) 被災者のこころのケア対策

町は、県が行う災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、関係機関、団体等と連携を行う。

4 災害救助法による実施基準

医療及び助産の実施基準は、次のとおりである。

(1) 医療

ア 医療の対象者

災害のため医療の途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

イ 医療の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所 (医療機関自体の機能が麻痺した場合)	国民健康保険診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

エ 医療の期間

災害発生日から14日以内

(2) 助産

ア 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途を失った

者(死産及び流産を含む。)

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 費用の限度額

(ア) 使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費

(イ) 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

資料編 ○災害救助基準

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

担当 防災総括班、財務班、都市建設班

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1 緊急輸送活動

担当 防災総括班、財務班、都市建設班

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、町の保有車両等を動員するほか、輸送関係業者から調達するなど、輸送手段を速やかに確保する。

1 実施主体

被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送に必要な車両等は、町長(財務班)が確保するものとする。

ただし、町内で確保が困難なときは、県又は隣接市町等に応援を要請するものとする。

2 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

3 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

4 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、災害現場の被害状況等を勘案し、次の最も適切な方法により、また組み合わせて実施するものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 航空機による輸送
- (3) 人力による輸送

5 輸送力の確保

輸送のための自動車等の輸送力の確保は、おおむね次の方法による。

(1) 自動車による輸送

ア 庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、財務班が行い、各班は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは財務班に依頼するものとする。

財務班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、本節第2「交通応急対策」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

イ 車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、財務班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、都市建設班が町内建設業者等から調達を図るものとする。

ウ 応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、必要により(一社)群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町又は県に応援を要請するものとする。

(2) 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、町長は県に対して県防災ヘリコプターの派遣や自衛隊の派遣を要請し、緊急輸送を行うものとする。

防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本編第4章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」、本編第2章第11節第5「自衛隊の派遣要請」の定めるところによる。

(3) 人力による輸送

前2号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、本編第4章第14節第5「労働力の確保」の定めるところによる。

6 緊急輸送路の確保及び救援物資集積場所の設置

(1) 緊急輸送路の確保

町は、災害発生直後から発生する緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、他の道路管理者、警察等と連携して、本部、ヘリポート、救援物資集積場所等を結ぶ道路を交通規制するなど、緊急通行車両の通行に支障のないよう応急措置をとるものとする。

(2) 路上の車両等の撤去

ア 警察官(警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官)は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

イ (ア)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官(警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官)は、自ら当該措置をとるものとする。

(3) 土地の一時使用等

道路管理者は、(2)の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(4) 救援物資集積場所の設置

他市町村や県から搬送される食料・生活必需品等の集積場所は、いずみ総合公園町民体育館とする。災害発生時には、直ちに関係機関に当該施設の位置等を周知するものとする。

7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の輸送についての概要は、次のとおりとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送

イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送

ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のため必要な人員、機械、器具、資材の輸送

エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

オ 死体搜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、次に掲げるようにそれぞれ救助の実施が認められている。

救助の実施が認められる場合	輸送期間	備 考
被災者の避難	定めていないが1日位	
医療 助産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 //	
被災者救出 飲料水の供給	災害発生の日から3日 // // 7日 //	
物資の輸送配分	// 15日 //	(教科書以外の学用品)
	// 1箇月 //	(教科書)
	// 10日 //	(被服、寝具)
	// 7日 //	(食料、調味料)
	// 14日 //	(医薬品)
死体の搜索	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	// 10日 //	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ○災害救助基準

第2 交通応急対策

担当 防災総括班、財務班、都市建設班

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、次により通行禁止又は制限等を実施するものとする。

1 交通規制

(1) 交通規制の区分

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、次の区分により措置するものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	知事 町長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災害対策基本法第76条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項
	大泉警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 町における措置

(1) 被害状況等の把握

大規模災害発生後、都市建設班は、道路の陥没、橋りょうの落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに道路の被害状況を調査する。調査にあたっては、町の防災中枢機能と近隣市町村とを結ぶ町道等を重点に調査するものとする。

また、警察、道路管理者及び各地区消防団、自治会長(又は自主防災組織の会長)等から交通規制情報、被害情報を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

(2) 関係機関等への連絡

都市建設班は、被害状況調査により把握した事項について速やかに町災害対策本部に報告するとともに、館林土木事務所、大泉警察署等関係機関に連絡するものとする。

(3) 道路の応急復旧作業

ア 応急復旧用資機材の整備

都市建設班は、平素から応急復旧用資機材の整備を推進する。また、町内民間団体の保有建設機械を把握するとともに、災害時の協力体制の確立を行っておくものとする。

イ 応急復旧作業順位の決定

都市建設班は、道路の被害状況に基づき、町の防災中枢機能(役場庁舎、指定避難所、ヘリポート等)を結ぶ町道を優先して啓開するものとする。

啓開にあたっては、大泉警察署、その他の道路管理者と調整のうえ、応急復旧順位を設定するものとする。

資料編 ○防災中枢機能等一覧

(4) 交通指導員による交通整理

町長は、大泉警察署とあらかじめ締結している「災害時における交通指導員の運用に関する協定書」に基づいて、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

資料編 ○災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

3 交通規制時の警察官等の措置

通行禁止区域等における警察官等の措置については、次のとおりとする。

(1) 警察官の措置

災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができるものとする。

ア その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。

イ 運転者等が命じられた措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

(2) 自衛官又は消防吏員の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。

また、措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。なお、この場合、自衛官又は消防吏員は、大泉警察署長に対しその旨を通知することとする。

4 交通規制時の運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)に在る車両の運転者は、緊急通行車両の円滑な通行を行うため、次の措置をとるものとする。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

5 緊急通行車両の確認申請

(1) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県危機管理課、館林行政県税事務所、警察本部、大泉警察署において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本町においても庁用自動車については事前に公安委員会に申出申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

(ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員

(エ) 医療機関に搬送する重傷者

(オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

(カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

(キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、

緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(4) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(県危機管理課・館林行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部・大泉警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(5) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 様式1
- ウ 受付窓口 県…館林行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…大泉警察署交通課又は警察本部交通規制課
- エ 交付物件 緊急通行車両確認証明書(様式2)
標章(様式3)
- オ 確認処理簿 様式4の例による。

第7節 避難収容活動

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班

風水害のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1 指定緊急避難場所の開放

担当 企画班、健康福祉班、住民経済班、教育班

- 1 町は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム等により速やかに県(館林行政県税事務所を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、大泉警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

第2 指定避難所の開設・運営

担当 企画班、健康福祉班、住民経済班、教育班

- 1 指定避難所の開設
 - (1) 町は、発災時に必要に応じ、洪水等の危険性に十分配慮し、あらかじめ指定した指定避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
 - (2) 町は、災害の規模や予測される避難機関等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設するものとする。
 - (3) 町は、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等多様な避難場所の確保に努める

ものとする。

- (4) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

2 開設予定避難所の安全性の確保

指定避難所開設に先立ち、避難予定施設が浸水等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認するものとする。

(1) 施設管理者等によるチェック

避難予定施設の管理者又は社会福祉班は、施設周辺の地盤状況など異常現象を確認するとともに、災害発生時には速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町災害対策本部に報告するものとする。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

応急危険度判定士の資格を有する者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。危険度判定士が不足する場合には、隣接市町村及び県に派遣を要請するものとする。

3 指定避難所開設の広報

指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、速やかにメール配信、町ホームページ、広報車等により開設場所を避難者に周知するものとする。

4 関係機関への連絡

町は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設状況等を総合防災情報システム等により速やかに県(館林行政県税事務所を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、大泉警察署、太田市消防本部等関係機関に連絡するものとする。

5 指定避難所の管理等

(1) 避難所管理職員の派遣

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各指定避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、当該施設の勤務職員と連携して避難住民及び指定避難所の管理にあたるものとする。

指定避難所の責任者は、災害対策本部又は災害警戒本部が指名する職員とする。

(2) 自主防災組織等への協力要請

町長は、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、また避難者による

自主組織により指定避難所を運営するものとする。

(3) 避難住民の把握

指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。

(4) 避難者に対する情報の提供

住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

(5) 指定避難所管理職員の業務

ア 避難人員の実態把握

イ 町本部との連絡調整

ウ 指定避難所開設の記録

エ 食料、飲料水、生活必需品等の給与

オ 必要な設備、備品の調達

カ 避難者のニーズの把握と町本部への伝達

キ 避難者のプライバシーの確保(特に避難が長期化した場合)

ク 仮設トイレの設置・管理

ケ 避難者のメンタルヘルス及び健康管理

コ その他

(6) 要配慮者への配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への移動入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努めるものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(8) 男女のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

ア 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。

ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

エ プライバシーを確保するために間切り等を設置する。

オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

- キ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(9) 在宅被災者への配慮

ライフラインの途絶等により指定避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

6 良好な生活環境の確保

(1) 町は、次により、指定避難所等における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所等の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所等と調整し適切な受入人数の確保に努める。

また、観光客等の帰宅困難者についても指定避難所等に受け入れるものとする。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所等に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 指定避難所等における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ク 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 町は、各指定避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所等の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地

域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(3) 避難者は、指定避難所等の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 災害救助法による指定避難所の開設

災害救助法が適用された場合の指定避難所の開設については、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 指定避難所

学校、体育館等の既存の建物を使用することを原則とするが、適当な建物がない場合は、野外に仮設した仮小屋、天幕等とする。

(2) 指定避難所に収容する被災者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者
- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 現に被害を受けるおそれがある者
- エ 観光客及び帰宅困難者

(3) 指定避難所開設の方法

- ア 学校、体育館等既存建物を応急的に整備して使用するか、適当な施設を得がたいときは、野外に仮小屋を仮設し、若しくは天幕により開設するものとする。
- イ 災害の状況により、町で処理が困難の場合は、隣接市町へ収容を委託するものとする。
- ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。
- エ 指定避難所の開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から最大限7日以内とし、事情やむを得ない場合に限り厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

(4) 指定避難所開設のための費用

指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費は、災害救助基準によるものとする。

資料編 ○災害救助基準

第3 応急仮設住宅等の提供

担当 防災総括班、都市建設班

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

1 実施責任者

町は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施する。ただし、町において対処できない場合は、近隣市町村、県建築課、国及びその他の関係機関の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、町長が知事を補助して行い、知事から実施の委任を受けた場合は、町長が行うものとする。

2 実施方法

応急仮設住宅等に関する事務は、都市建設班がこれを実施する。

(1) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

ア 設置場所の選定

(ア) 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議し、正式な賃貸借契約書を取りかわすものとする。

(イ) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮するものとする。

イ 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、建築業者等に協力を要請する。また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合は、県又は他市町村へ応援を要請するものとする。

ウ 入居者の選定

町長は、入居希望者のうち次の基準に適合する者を選定し、民生委員・児童委員、福祉事務所地区担当者、救助事務担当者等を構成員とする選考委員会により入居者を決定するものとする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない寡婦、母子世帯

d 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

e 特定の資産のない勤労者、小企業者

f a～eに準ずる経済的弱者等

エ 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理に際し、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施して、災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

また、町長は、修理対象世帯の選定に当たっては、次の基準に適合する者を選定し、必要がある場合は、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聴くものとする。

ア 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営み得ない状態にある世帯

イ 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者等

3 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

応急仮設住宅の供給に合わせて、既設の町営住宅の空家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅、住宅の応急修理の対象者、費用の限度額、期間等は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

5 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者、障害者等要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努めるものとする。

第4 広域一時滞在

担当 防災総括班、健康福祉班

広域的、大規模な災害が発生した場合には、住民の避難収容が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞が必要となった場合の手続等について定める。なお、他市町村との相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域一時滞に係る協議を行う段階等において、県危機管理課へ広域一時滞に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的避難等

(1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した

場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。

- (2) 町は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県危機管理課に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設を管理する者等に通知するとともに、本町に対し、通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた町は、速やかにその内容を公示し、県危機管理課に報告するものとする。
- (6) 町は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県危機管理課に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) (1)の協議を求めた市町村は、県より協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (3) (1)の協議を求めた市町村は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

第5 広域避難者の受入れ

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等から多数の避難者を県内に受入れることが想定される。

町では、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 収容可能な避難所情報の把握

- (1) 町は、県総務部から依頼を受けた場合、収容可能な避難所についての情報を提供する。

また、避難所の所在地、収容可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても提供するものとする。

- (2) 町は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県総務部に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定するものとする。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県総務部へ報告するものとする。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図るものとする。
- (3) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 避難所開設

県総務部から開設する避難所を選定した旨通知を受けた町は、避難所に避難担当の所属職員を派遣し、避難所を開設するものとする。

4 広域避難者の受入れ

- (1) 県総務部から受入れた広域避難者に対し実施する救助の方針について通知を受けた町は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施するものとする。
- (2) 群馬県と被災県が調整を実施する時間的余裕がない場合は、広域避難者は、開設された町の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動するものとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動については、被災県または被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、町においてバス等の移動手段を手配する。

5 避難所の運営

- (1) 避難所における良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮
本編第4章第7節第2「指定避難所の開設・運営」を準用するものとする。
- (2) 広域避難者に係る情報等の県への報告
町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告するものとする。
- (3) 被災県からの情報等の避難者への提供
町は、県総務部を経由して被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。
この際には、県総務部が作成した生活支援関連情報を取りまとめた情報紙を使用するなど、広域避難者へわかりやすい情報提供に努めるものとする。

6 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

町は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいては、既設の町営住宅の空家を利用

するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを行うものとする。

7 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

8 県及び県内市町村との協力

町は、適宜県との連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、県及び県内市町村と協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

9 避難所の閉鎖

町は、県から避難所の閉鎖について通知を受けた後、速やかに避難所を閉鎖するものとする。

資料編 ○災害救助基準

第8節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

第1 食料の供給

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班

災害時における被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対して、応急食料の供給及び炊出しを実施するため、備蓄食料の放出や応急食料の確保を図り、食料供給の万全を図るものとする。また、要配慮者や宗教的ニーズに配慮すること及び被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

1 実施主体

町長は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努める。ただし、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県又は隣接市町村に対し応援を要請するものとする。

また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うものとするが、知事から実施を通知された場合には町長が行うものとする。

2 応急食料の供給

(1) 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたときに行うものとする。

ア 被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対し、炊出し等による供給を行う必要がある場合

イ 災害により食料品の販売機関等が混乱し、食品の購入が困難となったため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合

(2) 応急食料

応急食料は原則として米穀とする。

(3) 備蓄食料の供給

町は、町公民館南別館及び町内に設置されている防災倉庫に備蓄しているアルファ米等を計画的に被災者に供給するものとする。

(4) 応急用米穀等の供給

備蓄食料のみでは不足する場合は、次により応急用米穀等を調達するものとする。

ア 町内製造・販売業者等からの購入

町内製造・販売業者、民間との災害に関する協定締結先等から購入し、必要な食料を調達するものとする。

イ 県への応援要請

(ア) 乾パン及び乾燥米穀の供給

乾パン及び乾燥米穀が必要な場合には、知事に対して「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」(平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知)に基づき、応援を要請するものとする。

(イ) 応急用米穀の供給

町長は、交通、通信の途絶等、災害地が孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要であると認める場合は、知事に対して「米穀等の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付総食第113号総合食料局長通知)に基づき、応急用米穀の供給を要請するものとする。

3 救援物資集積場所

米穀販売業者、東部農業事務所等から集められた米穀等はいずみ総合公園町民体育館又は町が指定した場所に集積し、健康福祉班が、ボランティア、地域住民等の協力を得て被災者等へ供給するものとする。

4 炊出しの実施

(1) 炊出し担当

炊出しは、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、住民生活班が行うものとする。

(2) 炊出し場所

炊出し場所は次のとおりとする。

場 所	所 在 地	電話番号
大泉町公民館	吉田2465	62-2330
南保育園	仙石1-6-18	62-2033
西保育園	古氷447	62-6020
北保育園	上小泉1014-1	62-2498
南中学校	吉田2465	62-2053
北中学校	城之内2-24-1	62-2059
西中学校	寄木戸533	63-8505
南小学校	仙石2-1-1	62-2227
北小学校	城之内1-21-1	62-2014
西小学校	古氷106-1	62-3537
東小学校	朝日3-7-1	63-2971

(3) 実施上の留意事項

炊出しの実施にあたっては、各現場ごとに責任者を定め、人員の把握を行い、配分漏れのないようにするものとする。

5 食料の調達

町は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- (1) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- (2) 製造・販売業者からの購入
- (3) 他市町村に対する応援の要請
- (4) 県に対する応援の要請

なお、食料の調達にあたっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 炊出し対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 炊出し期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内の現物を支給することができる。

(3) 費用の範囲

災害救助基準による。

資料編 ○災害救助基準

第2 飲料水の供給

担当 防災総括班、都市建設班

災害のため飲料水が枯渇、又は汚染して現に飲用に適した水を得ることができない者に対しては、応急的に飲料水の供給(以下「応急給水」という。)を行う。

1 実施主体

応急給水は、群馬東部水道企業団に要請し実施するものとする。ただし、町長は、必要に応じて他の事業者等に応援を要請することができる。

2 実施方法

(1) 町長の命により、都市建設班が群馬東部水道企業団と連携し実施する。

(2) 確保する最少給水量は、1人1日3リットル程度とする。

3 応急給水の方法

被災地に近接する消火栓等の水道施設から給水し、これが不可能な場合は、次の方法により応急給水を実施するものとする。

(1) 被災していない他の消火栓等から給水タンクその他の給水容器により運搬給水を行う。

(2) 消火栓等が使用不能の場合は、浄配水場の配水池から給水タンクその他の給水容器により運搬給水を行うものとする。

(3) 水道施設が使用できない等により給水が困難な場合は、水路又は防火用水等から汲み上げた水を使い、浄水機を使用して応急給水を行うものとする。

(4) 応急給水をする場合は、被災住民に対して給水場所、時間等について広報を実施するものとする。

(5) 応急給水は、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから優先して行うものとする。

4 応急給水用資機材の確保

町長は、応急給水が円滑に実施できるよう群馬東部水道企業団と連携を図り、応急給水用資機材の確保に努めるものとする。

なお、応急給水用資機材に不足が見込まれる場合は、速やかに県及び近隣市町に応援依頼するとともに、町内事業者の支援を受け、資機材を確保するものとする。

5 給水施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

都市建設班は、災害発生後、直ちに給水施設の被害状況、電力等のライフラインの被害状況を把握するものとする。

(2) 応急復旧工事の実施

都市建設班は、給水施設に被害が発生した場合には、群馬東部水道企業団と連携を図り、町内指定給水装置工事事業者等の協力を得て、速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努めるものとする。

6 応援要請

町は、給水の応援を求める必要を認めたときは、県に要請するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、隣接市町村等に応援等の要請をすることができるものとする。

7 飲料水の調達

町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

(1) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

(2) 製造・販売業者からの購入

- (3) 他市町村に対する応援の要請
- (4) 県に対する応援要請
- (5) 義援物資の募集

8 住民への広報・情報連絡体制

町は相互連絡体制を確立するとともに、群馬東部水道企業団と連携を図り、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努めるものとする。

9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の実施基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者
- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 費用の範囲
災害救助基準による。
- (4) その他
町長は群馬東部水道企業団と連携を図り、供給区域に責任者を配し、給水の万全を期するものとする。

資料編 ○災害救助基準

第3 生活必需品等の供給

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具その他の生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施主体

町長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長)。ただし、町のみでは対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。

2 実施方法

生活必需品の給与又は貸与は、健康福祉班がこれを実施するものとする。

(1) 生活必需品の範囲

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 寝具(毛布、布団等)
- イ 被服(肌着等)
- ウ 炊事道具(炊飯器、包丁、鍋等)
- エ 食器(茶碗、皿、箸等)
- オ 光熱材料(マッチ、ライター等)
- カ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、生理用品、おむつ等)
- キ 避難所生活に必要な応急資器材等(簡易トイレ、携帯ラジオ等)

(2) 供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又は棄損し、これらの物資を直ちに入手できない状態にあるものとする。

(3) 物資等の調達

ア 町における物資

町は、町公民館南別館、各小学校内に設置する防災倉庫に分散して、毛布等の備蓄物資を備蓄している。これらの備蓄物資を、被災者に計画的に放出するものとする。

また、備蓄物資が不足する場合又は他の生活必需物資が必要な場合は、協定に基づいて町内業者等から調達するものとする。

資料編 ○条例・協定関係

イ 即時調達物資

即時調達物資は、必要に応じ、その都度商工会を通じ取扱い業者から調達するものとする。

(4) 配分

被災者への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における生活必需品の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 高齢者、障害者等要配慮者への優先配分

(5) 被災者ニーズの把握

避難所管理職員は、避難収容者が必要とする生活必需物資、必要量を把握し、防災総括班に報告するものとする。

3 広域応援体制

町は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、近隣の市町村に応援を要請し、なお不十分な場合は、県危機管理課に応援を要請するものとする。

第4 救援物資集積場所

担当 健康福祉班

県、他市町村等から送付された救援物資及び調達物資は、役場及び町で指定した場所に保管するとともに、関係機関に周知する。

集積場所における仕分けは、社会福祉班を中心にして、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の協力を得て行う。

第5 災害救助法による実施基準

担当 防災総括班

災害救助法が適用された場合の実施基準は、おおむね次のとおりである。

1 給与又は貸与を受ける者

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 給与又は貸与する品目の範囲(現物をもって行う。)

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 費用の範囲

災害救助基準による。

4 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

資料編 ○災害救助基準

第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、消防班

町は、指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1 防疫・保健衛生活動

担当 健康福祉班、都市建設班

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、適切な防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康等に十分配慮した保健衛生活動を実施するものとする。

1 防疫対策

(1) 実施主体

被災地域の防疫は町長が、館林保健福祉事務所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

被害が甚大で町のみでは実施が困難なときは、館林保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施するものとする。

(2) 防疫の実施組織

町は、健康福祉班を中心に防疫実施のため必要数の防疫班を編成するものとする。防疫班は、おおむね衛生技術者1名(班長)、事務職員1名をもって編成する。

(3) 防疫の方法

ア 感染症対策

町は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下本節第1において「法」という。)の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(ア) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒(法第27条)

町は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- b 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

ｃ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除(法第28条)

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

(ウ) 物件に係る措置(法第29条)

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次の基準に従って実施する。

ａ 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

ｂ 廃棄にあつては、消毒、下記に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

ｃ 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾燥滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

(エ) 生活用水の供給(法第31条)

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、町は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(オ) 県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生する疑いがある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

イ 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

ウ 指定避難所の防疫指導等

町が指定避難所を開設した場合には、施設管理者は、県保健予防課又は館林保健福祉事務所の防疫関係職員の指導及び地区衛生委員の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期するものとする。

(4) 防疫薬剤の確保

町は、防疫薬剤等を確保するとともに、防疫活動の円滑な実施を図るため、町内関係業者から防疫薬剤を調達するものとする。また、不足する場合には、県に防疫薬剤の調達のあつせんを要請するものとする。

2 保健衛生対策

(1) 実施主体

町は、県健康福祉課又は館林保健福祉事務所と連携し、次のように被災者の健康の確保に努めるものとする。

(2) 被災者の健康の確保

ア 被災者の心身の健康を確保するため、指定避難所や被災家庭に医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談等を実施するものとする。

イ 巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県健康福祉課に応援を要請するものとする。

ウ 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。また、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。

(3) 避難所の環境整備

町は、県健康福祉課又は館林保健福祉事務所と連携の上、指定避難所、仮設住宅における次の状況を把握し、生活環境の整備に努めるものとする。

ア 食生活の状況(食中毒の予防等への対応)

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

第2 清掃活動

担当 都市建設班

被害状況を的確に把握し、被災地において発生するごみ、し尿を迅速に収集、運搬及び処分して、被災地の環境保全に万全を期するものとする。

1 実施主体

被災地の清掃は、町長が実施するものとする。ただし、町の被害が甚大で町のみでの実施が不可能又は困難なときは、館林保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施するものとする。

2 ごみ処理対策

ごみ処理は、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザで実施するものとする。

(1) 被害状況調査・把握

ア 町は、速やかな被害状況の把握のため、調査地区、調査対象施設・設備及び調査者を明確にする体制を整備するものとする。

イ 町は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急にとりまとめ、東部環境事務所へ連絡

する体制を整備するものとする。

(2) ごみ処理対策

ア 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握しごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等による処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

イ 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は近隣市町村へ応援要請を行うものとする。

ウ 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求めるものとする。

エ 町は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上できるかぎり早急に収集運搬が行われるようその体制の確立を図るものとする。

オ 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら町が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は町が収集処理を行うものとする。

カ 災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられるため、町は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保するものとする。

キ ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布するものとする。

3 し尿処理対策

町は、処理施設の被害状況や道路通行状況等を把握して、必要により臨時収集運搬ルートを確立し、速やかに災害時の収集運搬計画を策定し、計画に基づいた収集体制の確保を図る。

(1) し尿収集

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等による処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

(2) 応援要請

町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、県廃棄物・リサイクル課に応援要請するものとし、県廃棄物・リサイクル課は近隣市町村又は隣接県へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(3) 仮設トイレの設置

町は、避難所開設等の場合、共同の仮設トイレ等を早期に設置し、適正に管理するなどの対策を講ずるものとする。

なお、適正な管理のため以下の配慮に心がける。

- ア 掲示やチラシ等により仮設トイレの使用方法の周知を図る。
- イ 避難者の協力を得て、仮設トイレの清掃管理を行う。
- ウ 仮設トイレ使用に必要な設備・物品並びにし尿処理について手配する。
 - (ア) トイレトペーパー
 - (イ) 屋外における照明設備
 - (ウ) 水

4 災害時における動物の管理等

町は、関係団体と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生・管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

資料編 ○ごみ処理施設
 ○し尿処理施設
 ○し尿処理業者

第3 障害物の除去

担当 都市建設班

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、被災者の保護を図るものとする。

1 実施主体

- (1) 障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。
- (2) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

2 実施方法

障害物除去の事務は、都市建設班が担当し、建設業者に要請し実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

3 災害救助法による実施基準

障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

(1) 障害物除去の対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれてい

るため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者とする。

- (2) 除去の実施期間及び費用の限度額
災害救助基準による。

資料編 ○災害救助基準

第4 行方不明者の搜索及び遺体の処置

担当 防災総括班、都市建設班、消防班

町は、大泉警察署、大泉消防署、大泉町消防団等と連携して、行方不明者の搜索に当たる。
遺体として発見された場合は、町は、大泉警察署及び大泉消防署の協力を得て、検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

1 実施主体

遺体の搜索、処理及び埋葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請するものとする。

また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が実施するものとする。

遺体の見分、検視は大泉警察署が行うものとする。

2 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 行方不明者に関する相談窓口の設置

家族から行方不明者の問い合わせ等について、町は都市建設班に相談窓口を設置し、大泉警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録するものとする。

(2) 搜索活動

搜索活動は、町職員、消防団のほか大泉警察署、大泉消防署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行うものとする。

行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、町災害対策本部及び大泉警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請するものとする。

3 遺体の検視・調査及び検案

(1) 検視

大泉警察署は、群馬県警察医会の協力を得て、遺体の検視を行うものとする。

(2) 検案の実施

ア 遺体の検案は、原則として救護班の医師及び歯科医師が実施するものとする。

イ 洗浄、縫合、消毒等遺体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施し、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

(3) 遺体の輸送

検視及び検案を終えた遺体は、町長が指定する遺体安置所に輸送するものとする。

資料編 ○寺院等一覧

4 遺体の収容、安置

(1) 身元確認

大泉警察署等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

また、必要に応じて歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

(2) 遺体安置所の開設

町は町内の各寺院等に協力を求めて遺体安置所を開設するが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し開設するものとする。

遺体安置所の開設にあたっては、次により安置するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達するものとする。

イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保するものとする。

ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺するものとする。

エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付するものとする。

5 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

6 埋・火葬

(1) 町は、遺体について親族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行うものとする。

(2) 火葬は、大泉町外二町環境衛生施設組合斎場へ搬送して火葬を行うものとする。

(3) 埋・火葬期間は災害発生から10日以内とする。

7 広域応援体制

町は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うものとする。

8 災害救助法による実施基準

死体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおりである。

(1) 死体の搜索

ア 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定された者

イ 搜索の費用

搜索のための機械・器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内

(2) 死体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

イ 処理の方法

救助の実施機関が、死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

ウ 死体の処理期間

災害発生の日から10日以内

エ 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり「災害救助基準」に定める額とする。
死体の一時保存	既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費 既存建物が利用できない場合 1体当たり「災害救助基準」に定める額とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は地域の慣行料金とする。
検案	原則として救護班が行う。

(3) 死体の埋葬

ア 死体の埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

土葬又は火葬による応急的な仮葬とする。

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

エ 費用の限度額

災害救助基準による。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

担当 防災総括班、企画班

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1 広報活動

担当 防災総括班

町、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 実施主体

災害時の広報活動は、防災総括班が行う。

2 広報資料の収集

災害情報の収集は、本編第4章第2節第1「災害情報の収集・連絡」によるものとする。
また、防災総括班は、取材班を編成して災害現場の写真撮影等を行うものとする。

3 広報の手段

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとする。特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。本町の広報手段は、主に次のとおりである。

- (1) 広報車
- (2) 広報紙
- (3) 防災行政無線
- (4) 掲示板
- (5) 自治会長(又は自主防災組織の会長)を通じての広報
- (6) 町ホームページ、電子メール及びSNS
- (7) Lアラート(災害情報共有システム)

広報時の留意事項

- ① 人心の安定を図るため、被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況)とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。
- ② 広報車を利用する際は、各地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。
- ③ 在宅の一人暮らしの高齢者等に対しては、必要により自治会長(又は自主防災組織の会長)又は民生委員等に協力を依頼し、広報内容の周知を図る。
- ④ 外国人に対しては、外国人集住都市会議をはじめとする関係機関に協力を依頼し、ポルトガル語、スペイン語など必要な言語による広報を行う。

4 広報の内容等

広報にあたっては、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| ・気象・水象状況 | ・受診可能な医療機関・救護所の所在地 |
| ・被害状況 | ・交通規制の状況 |
| ・二次災害の危険性 | ・交通機関の運行状況 |
| ・応急対策の実施状況 | ・ライフライン・交通機関の復旧見通し |
| ・住民、関係団体等に対する協力要請 | ・食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 |
| ・避難指示等の内容 | ・各種相談窓口 |
| ・指定避難所の名称・所在地・対象地区 | ・住民の安否 |
| ・避難時の注意事項 | ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況 |

5 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時に、輻輳等により電話がつながりづらくなった場合でも、被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web 171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板サービス」を、開設するので、活用方法を広報誌への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

6 情報提供機関の連携

町、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

7 要配慮者への配慮

町、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

第2 広聴活動

担当 防災総括班

1 窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

2 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう務めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に務めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第11節 施設、設備の応急復旧活動

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止のための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1 施設、設備の応急復旧

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 町、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 町は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、町は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する町、省庁、県ライフライン関係課等、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市町村のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2 公共土木施設の応急復旧

担当 住民経済班、都市建設班

災害により公共土木施設(道路、河川等の土木施設及び農業用施設)が被害を受けた場合は、速やかな復旧活動を実施し当該施設の機能回復を図るものとする。

1 実施主体

公共土木施設等の応急対策は、各施設管理者が行うものとする。

ただし、施設管理者の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施するものとする。

2 応急措置

(1) 道路施設

ア 被害状況の把握

各道路管理者は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、県に報告するものとする。

イ 緊急道路の確保

(ア) 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施するものとする。

(イ) 避難、救出、緊急物資、警察、消防等の活動に必要な路線を優先するものとする。

(2) 河川及び農業土木関係施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の管理者は、それぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し必要な応急対策を実施するとともに、二次災害のおそれのある箇所については、町、県及び関係機関に早急に報告するものとする。

3 関係資料の整備

応急工事を施工する場合は、被害状況の写真その他関係資料を整備しておくものとする。

第3 電力施設の応急復旧

担当 防災総括班

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県発電課は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所
- 3 大規模停電時等における電源車等の配備

町は、大規模停電発生時には、電気事業者及び県危機管理課と連携し、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備に努めるものとする。
- 4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県発電課は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。
- 5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。
- 6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第4 ガス施設の応急復旧

担当 防災総括班

- 1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- 2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

 - (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
 - (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所
- 3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。
- 4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第5 上下水道施設の応急復旧

担当 都市建設班

1 水道施設及び下水道施設の応急復旧

(1) 都市建設班及び群馬東部水道企業団は、災害発生後速やかに上下水道施設の被害状況を把握し、必要な応急措置を施し、応急復旧計画を相互に策定するものとする。

(2) 都市建設班及び群馬東部水道企業団は、水道施設の被害状況に応じ、指定給水装置工事事業者等の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努めるものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市建設班及び群馬東部水道企業団は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

(1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

(2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

群馬東部水道企業団は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互の応援

都市建設班及び群馬東部水道企業団は、上下水道施設の応急復旧に必要な要員、資機材が不足する場合、県及び近隣市町に応援を要請するとともに、町内事業者の支援を受け、資機材を確保するものとする。

5 広報活動

都市建設班及び群馬東部水道企業団は、水道施設及び下水道施設の応急復旧について、防災総括班との連携をとり、上下水道施設の被害の状況、復旧の見通し等についての広報を実施し、住民に対し広報を行うものとする。

第6 電気通信設備の応急復旧

担当 防災総括班

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 避難所等への特設公衆電話の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話または衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板サービス」、「災害用伝言板(w e b 171)」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第12節 自発的支援の受入れ

担当 企画班、健康福祉班、会計班、教育班

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、町は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1 ボランティアの受入れ

担当 防災総括班、健康福祉班

町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの確立に努めるとともに、専門分野における行政とボランティアの連携の促進及び災害時のボランティア活動の支援のための諸対策を推進するものとする。

1 平常時の対策

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、県と連携して広報紙、パンフレットその他あらゆる方法を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を行うものとする。

(2) ボランティアネットワークづくり

災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体やボランティア支援機関による連絡会議を設置し、情報交換等を行う連絡体制(ネットワーク)を確立するものとする。

(3) 専門領域におけるボランティア登録制度を創設

通信や建物危険度判定等の専門分野において登録制度を創設し、災害時の連携体制を確立するものとする。

(4) 災害時ボランティアコーディネーターの養成

災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

2 災害発生時の対応

(1) ボランティアの受入れ及び支援

町は、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動が効果的かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが行う以下の活動を支援するものとする。

ア 県ボランティア班との連絡調整

イ ボランティア受入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援

ウ 指定避難所等におけるボランティアニーズの把握、調整

エ 活動拠点での事務機器等必要器材の調達及び提供

オ ボランティアの宿泊場所等のあっせん

カ 被災地、避難場所等の関係情報の提供

(2) ボランティアの調整及び派遣

ア 本部各班は、所管する分野においてボランティアが必要と判断された場合は必要とするボランティアの種類、人数を健康福祉班に報告するものとする。

ボランティアセンターは、健康福祉班からの連絡を受け、ボランティア人員の調整・派遣を行うものとする。

イ ボランティアセンターは、ボランティアニーズを把握し、町内での調整が不能の場合は、県ボランティア班に連絡し、ボランティアの広域調整を依頼するものとする。

(3) ボランティアによるボランティア活動の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

(4) 公共的団体等のボランティア活動への協力依頼

町は、町内の公共的団体等に対して、災害の状況に応じてボランティア活動の協力を依頼するものとする。

3 ボランティア活動の主な内容

ボランティア活動の主な内容は、次のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 愛玩動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

第2 義援物資・義援金の受入れ

担当 健康福祉班、会計班、教育班

災害に際し、地方公共団体、各種民間団体及び一般個人からの義援金品の募集並びに被災者へ

の配分について定めるものとする。

1 実施方法

義援金の受付及び管理は会計班、義援金品の募集及び配分は健康福祉班が実施するものとする。

2 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

町は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(2) 受入機関の決定

町は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

町が受入機関とされた場合、送付された義援物資を保管及び仕分け作業に要する集積場所並びに人員、資機材を確保するものとする。

(4) 受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(5) 受入物資の配分

町が受け入れた物資については、町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、町と県健康福祉課とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(6) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

(7) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

資料編 ○防災中枢機能一覧

3 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

町は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化する

ものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
大泉町	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、町が行うものとする。

第13節 要配慮者等の災害応急対策

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、教育班

第1 要配慮者対策

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、教育班

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家族や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まってきている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられる恐れがある。

このため、町は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 災害に対する警戒

- (1) 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- (2) 町は、今後の気象予測や河川水位情報から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- (3) 町は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。なお、伝達の際は以下の事項に配慮するものとする。
 - ア 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにするものとする。
 - イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
 - ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮するものとする。
- (4) 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

2 避難指示等の発令・伝達方法

(1) 情報伝達ルートの整備

避難指示等については、町から自治会長(又は自主防災組織の会長)を通じた要配慮者及び避難支援者等へ直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体ネットワークを情報伝達に活用し、要配慮者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものと

する。

(2) 情報伝達手段

災害時における要配慮者への情報提供は、電話、携帯電話、広報車などのほか各障害の状況に応じて、情報手段を検討するものとする。

(3) 情報伝達責任者の明確化

要配慮者に対する情報伝達については、健康福祉班が行うものとする。

3 避難

町は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画に基づき要配慮者を安全な場所へ避難させるものとする。なお、避難支援の際は避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援関係者の安全確保に十分配慮する。

(1) 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、遅れや避難途中で事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努めるものとする。

(2) 要配慮者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定するものとする。

(3) 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需用品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請するものとする。

(4) 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

4 安否の確認

町は、災害発災時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2 要配慮者利用施設の災害応急対策

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、教育班

社会福祉施設等要配慮者利用施設については、自力での避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等が多数入所又は通所していることから、当該施設が被災した場合、深刻な人身被害が生じるおそれがある。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、要配慮者利用施設の管理者は、入(通)所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずるものとし、町は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援するものとする。

1 災害に対する警戒

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る警報又は注意報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民、自主防災組織に対し、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(2) 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報を直接伝達するものとする。

2 避難

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、町、地域住民、自主防災組織、大泉消防署、大泉警察署等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、大泉消防署、大泉警察署等に応援を要請する。

(2) 町は、避難指示等の伝達に当たっては、要配慮者利用施設に対する迅速な伝達に特段の配慮を行うものとする。

(3) 町、地域住民、自主防災組織、大泉消防署、大泉警察署等は、要配慮者利用施設に係

る迅速な避難誘導について特段の配慮を行うものとする。

3 避難生活

- (1) 施設管理者は、自施設の入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。
- (2) 町は、避難者に対する食料・飲料水・生活必需品の供給及び避難者の健康の保持に当たっては、要配慮者に特段の配慮を行うものとする。

4 他施設への緊急入所等

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、(1)の緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)又は町に対し、入所先のあつせんを要請するものとする。
- (3) 県(要配慮者利用施設所管の各課)及び町は、(2)の要請を受けたときは、相互に連携し、あつせんに努めるものとする。

第14節 その他の災害応急対策

担当 防災総括班、住民経済班、教育班

第1 農業関係災害応急対策

担当 住民経済班

災害による農業関係被害の応急対策は、次により実施するものとする。

1 実施主体

被災農家等に対する応急対策は、県の指導を得て、関係団体の協力のもとに町長が実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 改植用苗の確保

ア 水害等により水稻の改植の必要が生じたときは、町内で可能な限り余剰苗の確保の徹底を図るものとする。苗の確保が困難な場合は、県に供給のあつせんを要請する。

なお、苗の使用にあたっては、必ず病虫害の防除を行うよう指導する。

イ 果樹の改植を必要とする場合は、県に改植用苗のあつせんを要請する。

(2) 病虫害防除対策

ア 防除の指示及び実施

町は、災害による病虫害の防除対策を実施するにあたり、県の指示に基づき防除班を編成して防除の実施を図るものとする。

イ 防除の指導要請

町は、必要があると認めたときは、県に県防除指導班の派遣を要請し、適切な防除を指導するものとする。

ウ 農薬の確保

町は、緊急に農薬の確保が必要な場合、県に農薬の緊急供給のあつせんを依頼するものとする。

エ 防除機具の確保

町は、緊急防除を促進する必要がある、町内で防除機具の確保が困難な場合は、県に必要な防除機具の調達を要請するものとする。

なお、町は、町内の防除機具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

(3) 転換作物の導入指導

町は、邑楽館林農業協同組合等関係団体の協力を得て必要に応じ転換作物の導入を指

導するものとする。

(4) 家畜対策

ア 家畜の避難

町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

イ 家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県畜産課、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 動物薬品、機材は、農業協同組合等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

(イ) 防疫班及び消毒班の派遣を要請し、防疫対策に努める。

(ウ) 獣医師を派遣又はあつせんする。

(エ) 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

(オ) 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

ウ 環境汚染の防止

町は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

第2 学校の災害応急対策

担当 教育班

災害により通常の実施を行うことができない場合に、文教施設の応急復旧、応急教育の実施、学用品等の支給等により児童・生徒の教育の確保を図るものとする。

1 実施主体

町立の学校における災害応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。ただし、学用品等の給与については、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として町長が、町教育委員会及び各学校長の協力を受けて実施するものとする。

2 文教施設等の応急復旧対策

(1) 被害状況の把握

教育班は、学校長から次の事項について情報を収集する。

ア 学校施設の被害状況(指定避難所開設可能状況を含む。)

イ 周辺地域の被害状況

ウ 教員その他職員の罹災状況

- エ 児童、生徒の罹災状況
- オ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急復旧対策

文教施設、社会教育施設の中には、指定避難所に指定されているものもあるため、教育委員会は、収集した被害情報に基づき、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

3 応急教育の実施

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、災害の程度に応じ、次のような方法により、応急教育の実施に努めるものとする。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が罹災したとき。	① 特別教室、体育館等の利用 ② 二部授業の実施
学校の全部が罹災したとき。	① 公民館、公共施設等の利用 ② 直近の学校校舎の利用 ③ 応急仮校舎の建築
特定の地区全体が罹災したとき。	① 災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ② 応急仮校舎の建築
町内の大部分が罹災したとき。	隣接市町村の学校、公民館、公共施設等の利用

4 応急教育の方法

応急教育の実施にあたっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の罹災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとるものとする。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校する。ただし、正規の授業は困難であってもでき得る限り二部授業、分散授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と保護者との連絡方法、組織(通学班、子供会等)、家庭学習等の整備工夫をするものとする。
- (3) 応急授業にあたっては、罹災児童の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意するものとする。

5 学用品等の支給

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、罹災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

6 教育実施者の確保

- (1) 災害により教育職員に欠員を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は教科指導等が困難な場合は、県教育委員会に要請して、教育職員を補充するものとする。
- (2) 補充にあたっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条による臨時的任用とするものとする。

7 災害時の応急措置

(1) 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、次の措置をとるものとする。

ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、連絡メール等により保護者に伝えるものとする。

イ 授業開始後の措置

(ア) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させるものとする。

(イ) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

(ウ) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行うものとする。

ウ 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

(2) 避難措置

ア 実施責任者は、校長とする。

イ 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導するものとする。

ウ 校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、又は町災害対策本部に通報するなどして保護者に通報するものとする。

エ 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておくものとする。

オ その他児童・生徒の避難計画は、本章第1節第2「避難誘導」及び第7節第1「指定避難所の開設・運営」に準じて実施するものとする。

(3) 健康管理

ア 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期するものとする。

イ 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等による

カウンセリングを実施するものとする。

ウ 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急の実施するものとする。

(4) 危険防止措置

ア 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行うものとする。

イ 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図るものとする。

(5) 避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

8 災害救助法による実施基準

(1) 災害救助法による支給

学用品等の実施基準は、次のとおりである。

ア 給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び特別支援学校(以下「特別支援教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援教育諸学校の中学部生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。))。

イ 給与の品目、期間及び費用

給与品目等は、次のとおりである。

品目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1カ月以内	小学校児童及び中学校生徒 } 「災害救助基準」 高等学校等生徒 } に定める額
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり } 「災害救助法」 中学校生徒 1人当たり } に定める額
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり }

(2) 災害救助法が適用されない場合等の措置

災害救助法が適用されない災害又は救助法適用災害で住家の被害が前記1の(1)に達しない場合で、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品をあっせんするものとする。

第3 文化財施設の災害応急対策

担当 教育班

1 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させるものとする。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 町は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第4 動物愛護

担当 防災総括班

- 1 町は、避難所等における愛玩動物の状況等の情報を、県が設置する動物救護本部に情報の提供をするものとする。

- 2 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等にあっても放置することのないよう適切な対応に努めるものとする。

第5 労働力の確保

担当 防災総括班

町職員のみでは災害応急対策の実施が困難な場合には、必要に応じて労務者を確保し迅速に応急対策を実施するものとする。

1 実施主体

災害応急対策の実施に必要な労働者等は、必要に応じ町長が確保するものとする。災害救助法が適用された場合は、町長に救助の実施が委任されているものを除き、その実施に必要な労働者等は知事が確保する。

2 実施方法

労働者の確保に関する事務は、防災総括班がこれを実施するものとする。

(1) 労働者の募集

防災総括班は、各班の必要とする職種別人員を把握し、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条に基づき労働者を募集するものとする。

(2) 労働者の供給あっせん要請

労働者の募集のみでは労働力の確保が不十分なときは、館林公共職業安定所長に文書又は口頭で労働者の供給あっせんに要請するものとする。

なお、館林公共職業安定所長に求人申込みをする場合は、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 職種別所要労働者数
- イ 作業場及び内容
- ウ 労働条件
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他の必要事項

3 災害救助法による実施基準

(1) 労働者雇上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の労働者を雇上げするものとする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産における移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給

- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理、輸送及び配分

(2) 雇上げ期間

被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又はそのおそれのある1日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。

(3) 費用の範囲

災害救助基準による。

資料編 ○災害救助基準

第6 災害救助法の適用

担当 防災総括班

町長は、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに所定の手続を行うものとする。

1 実施主体

災害救助法による救助の実施は、知事が実施する。ただし、町長は、災害救助法第30条第1項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行うこととする場合は、知事から通知された事務内容を当該期間において行うものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施するものとする。

- (1) 町の区域内の住家滅失世帯数が、60世帯以上に達するとき。
- (2) 県全体の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、本町の区域の被害世帯数が30世帯以上に達するとき。
- (3) 県全体の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被害の認定基準

被害の認定基準は、次のとおりである。

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住家に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(2) 住家滅失世帯の算定基準

- ア 住家が全壊、全焼、流失等した世帯は、滅失世帯の1世帯
- イ 住家が半壊、半焼等、著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、滅失世帯の3分の1世帯

4 救助の種類

救助法に基づく救助の種類は、次のとおりであり、概要は、資料編に掲げるとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の実施機関

災害救助は知事(県危機管理課及び県関係課)が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

6 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、厚生労働省が定める「災害救助基準」によるものとする。

7 適用手続き

救助法の適用手続きは、次による。

- (1) 町からの被害報告に基づき、知事(県危機管理課)は救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(県危機管理課)は、救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。
- (3) 知事(県危機管理課)は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を町長に通知するとともに公示する。

8 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100 以下の部分	2/100～4/100 の部分	4/100 超の部分
国 庫 負 担 率	50/100	80/100	90/100

資料編 ○災害救助基準

第5章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、県及び国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要がある。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

担当 防災総括班

第1 基本方向の決定

担当 防災総括班

町は、被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

第2 住民の参加

担当 防災総括班

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、県及び国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第3 国等に対する協力の要請

担当 防災総括班

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 原状復旧

担当 防災総括班、財務班、住民経済班、都市建設班

第1 被災施設の復旧等

担当 防災総括班、財務班、住民経済班、都市建設班

- 1 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- 2 町は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- 3 町は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県知事等に代わって国(国土交通省)が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国(国土交通省)へ要請を行う。

第2 災害廃棄物の処理

担当 防災総括班、都市建設班

1 適切かつ円滑・迅速な処理の実施

災害廃棄物の処分は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、一次的な仮置場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

2 リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

3 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベ

スト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省令和5年4月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所令和3年3月）によるものとする。

4 広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県廃棄物・リサイクル課に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

担当 防災総括班、都市建設班

第1 復興計画の作成

担当 防災総括班

- 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- 2 町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
また、復旧・復興に当たっては障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるように努めるものとする。
- 3 町は、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興計画を作成するとともに、地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第2 防災まちづくり

担当 防災総括班、都市建設班

- 1 防災まちづくりの実施
 - (1) 町は、必要に応じ、再度災害防止により快適な居住環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - (2) 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 2 被災市街地復興特別措置法等の活用
町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- 3 町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフライン

の特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

- 4 町は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- 5 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。
- 6 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

担当 防災総括班、健康福祉班

町は県と協力して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

また、町は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

これらの支援制度の概要は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○災害弔慰金
○災害障害見舞金
○災害援護資金
○群馬県災害見舞金の支給
○大泉町災害見舞金
○被災者生活再建支援金の支給
○生活福祉資金(災害援護資金)の貸付け

第2 町税等の徴収猶予及び減免の措置

担当 財務班

町は、災害により被災者の納付すべき地方税について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、地方税(延滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第3 雇用の確保

担当 防災総括班

1 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

館林公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(災害救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

2 被災者に対する職業の紹介

館林公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

3 職業訓練の充実

産業技術専門校は、失業者(休業者)の転職を容易にするための職業訓練を充実させるものとする。

第4 住宅復興資金の貸付け

担当 健康福祉班、住民経済班

住宅に災害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年7月6日法律第82号)の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金、購入資金、補修資金等の貸付けを行うものとする。

これらの貸付けの概要は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○災害復興住宅融資
○建設資金
○購入資金
○補修資金
○宅地防災工事資金融資
○母子・父子・寡婦福祉資金(住宅資金)
○ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金

第5 恒久的な住宅確保の支援

担当 都市建設班

町は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害町営住宅等の建設、町営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、町営住宅等の空家を活用するものとする。

第6 安全な地域への移転の推奨

担当 都市建設班

町は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

第7 復興過程における仮設住宅の提供

担当 都市建設班

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとするとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

第8 支援措置の広報等

担当 防災総括班

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

第9 罹災証明書の発行

担当 財務班、都市建設班

1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。
- (2) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 罹災証明書の範囲・対象

- (1) 証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、対象は住家とする。
- (2) 人的被害及びその他の物的被害(家財・車両等)については、被災証明書を交付するものとする。

第10 被災者台帳の作成

担当 防災総括班

- 1 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- 2 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。
- 3 町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第11 災害復興基金の設立等

担当 防災総括班

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

担当 防災総括班、住民経済班

第1 中小企業等の被災状況等の把握

担当 防災総括班、住民経済班

町は、あらかじめ関係機関と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2 中小企業者に対する低利融資等の実施

担当 防災総括班、住民経済班

町は県と協力して、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

これらの制度の概要は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○経営サポート資金(Cタイプ災害復旧関連要件・Fタイプ危機関連保証要件)
○中小企業高度化資金(災害復旧貸付)
○政府系金融機関による貸付条件の優遇
○既往貸付金の貸付条件の優遇
○県信用保証協会の災害関係保証の特例

第3 農業者に対する助成・低利融資等の実施

担当 住民経済班

町は、県と協力して、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

これらの制度の概要は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○助成措置
○経営資金
○事業資金
○農漁業用施設資金
○日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

第4 支援措置の広報等

担当 住民経済班

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

第1 災害復旧事業計画の作成

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

第2 早期復旧の確保

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

1 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

2 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 財政援助の活用

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- 3 公営住宅法

- 4 土地区画整理法
- 5 感染症予防法
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9 下水道法
- 10 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- 11 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

担当 防災総括班

第1 激甚災害の早期指定の確保

担当 防災総括班

町長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

第2 特別財政援助

担当 防災総括班

激甚災害法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - (4) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - (6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - (7) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

- (8) 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第83条第2項又は第3項の規定により、県又は町が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
 - (9) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第1項又は第2項の規定により県又は町が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - (10) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - (11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - (12) 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(昭和35年法律第150号)第58条の規定による県、保健所を設置する自治体の支弁に係る感染予防事業
 - (13) 堆積土砂排除事業
 - ア 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で町又はその機関が施行するもの
 - イ 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業
 - (14) 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で町が施行するもの
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)

農地又は農業用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助する場合に、国が県に対し補助を行う。
 - (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)

- ア 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
- イ 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)
土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (7) 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - ア 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - イ 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- 3 中小企業に関する特別の助成
 - (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
 - (2) 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
 - (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- 4 その他の特別の財政援助及び助成
 - (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
 - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
 - (3) 町が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)
 - (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。
 - (5) 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/

3を補助する。

(6) 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は町が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第3 復旧資金の確保

担当 防災総括班、財務班

1 復旧資金の確保

町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について町から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- ア 災害つなぎ資金の融資(短期)
- イ 災害復旧事業資金の融資(長期)
- ウ 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

第8節 その他の被災者保護

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 郵政関係保護

担当 防災総括班

災害が発生した場合、区域住民の被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる被害特別事務取扱い及び援護対策を実施するものとする。

1 被災者に対する郵便はがきなどの無償交付

救助法が適用されたときは、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災者に対し通常はがき及び郵便書留を無償交付、又は当該被災者が差し出す郵便物の料金を免除することができる。

2 貯金業務及び保険業務の非常扱い

災害地において、被災者の緊密な資金需要その他の災害事情によるときは、被災地の郵便局窓口などにおいて、通帳亡失時の貯金払戻し等及び保険金・契約者貸付金等の便宜即時払いを実施するものとする。

3 災害義援金等の無料送金

被災者への救援活動を支援するため、救援等を行う日本赤十字社、共同募金会、地方公共団体の振替口座にあてた災害義援金を無料で送金する。

第2 被災者に対する金融上の措置

担当 防災総括班

関東財務局前橋財務事務所は、被災者の便宜を図るため必要に応じ関係機関と協議のうえ、民間金融機関等に対し次のような非常措置を講ずるようあつせん指導するものとする。

1 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること等。

2 証券会社への要請

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること等。

3 生命保険会社及び損害保険会社等への要請

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること等。

第3 ボランティア活動による長期的支援

担当 防災総括班、健康福祉班

災害復旧及び民生安定が長期にわたる場合、町は、県と連携して被災者の自立生活を支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図るものとする。

第4 住民生活相談等の実施

担当 企画班

1 住民生活相談の実施

町は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者等の生活相談に応じるため、役場内等に相談窓口を設置するなど住民生活相談を行うものとする。

2 在住外国人に対する生活相談の実施

町は、関係機関やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。

なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。